

V 直轄災害關係

V 直轄災害関係

§ 1 直轄災害復旧事業の概要

1 概 要

直轄災害復旧事業には①農地及び農業用施設に係る直轄及び代行災害復旧事業（以下「直轄・代行災害復旧事業」という。）②直轄海岸保全施設災害復旧事業③直轄地すべり防止施設災害復旧事業の3事業があります。

これら事業の根拠法は①については土地改良法（昭和24年法律第195号以下「法」という。）第87条の5、②については海岸法（昭和31年法律第101号）第6条、③については地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第10条がそれぞれ対応します。

これら事業の費用負担は①については法施行令第52条、②及び③については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号以下「負担法」という）第5条に基づいて行います。

これら事業の実施については、①については、農地及び農業用施設に係る直轄及び代行災害復旧事業事務取扱要綱（以下「直轄・代行要綱」という）、②及び③については農地保全に係る直轄海岸保全施設及び直轄地すべり防止施設災害復旧事業事務取扱要綱（以下「海岸・地すべり要綱」という）に基づき行うこととします。

現に施行中の直轄地区又は管理委託地区（①のみ）が①については農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号以下「暫定法」という）第2条第5項、②及び③については負担法第2条第1項にそれぞれ規定する災害を受けた場合は、上記の事業根拠法、費用負担方法及び要綱に基づき国が自ら災害復旧事業を実施します。

2 復旧進度

直轄災害復旧事業は、迅速な復旧が図られるよう財政の許す範囲内において当該災害発生年度を含む2か年で完了するよう予算措置されることになっています。この初年度における復旧進度は原則として工事諸費を含め概ね50%までとしています。災害発生の時期、地区数及びその復旧事業費の額等によっては、その予算割当を当初成立予算の範囲内で行うこともあるため、必ずしも原則の復旧進度とならない場合もあります。

3 直轄災害と補助災害の相違点

直轄災害復旧事業と地方公共団体等が事業主体となって実施する補助災害復旧事業の主な相違点を挙げれば次表のとおりです。

事 項	直轄・代行災害	直轄海岸・地すべり災害	暫定法災害	負担法災害
1. 根 拠 法 令	土地改良法	海岸法 地すべり等防止法 負担法	暫定法（激甚法）	負担法（激甚法）
2. 採 択 下 限 値	(1) 実施中の地区 1 地区の復旧事業費 500万円以上（1 箇 所75万円以上の合計 額）であって、かつ 当該地区における基 本事業の当該年度残 事業費の100分の1 を超えるもの。 (2) 完了（管理委託）地区 1 地区の復旧事業費 が2,000万円を超え るもの。 (3) その他の直轄 1 箇所の復旧事業費 が75万円を超えるも の。	左の(1)及び(3)に同じ	1 箇所の工事の費用が 40万円以上のもの。	(1) 都道府県及び指 定市が行うもの：1 箇所の工事の費用が 120万円以上のもの (2) 市町村が行うも の：1 箇所の工事の 費用が60万円以上の もの。
3. 事業費の決定	農林水産省農村振興局 調査官の現地調査に基 づき財務省との協議に より決定。	同 左	農林水産省の調査官と 財務省の立会官による 現地査定により決定。	同 左
4. 復 旧 進 度	2 ヶ年復旧 (初年度概ね50%、第 2年度完了)	同 左	3 ヶ年復旧（初年度概 ね30%、第2年度迄	同 左

事 項	直轄・代行災害	直轄海岸・地すべり災害	暫定法災害	負担法災害
5. 災害関連事業	制度なし (基本事業で行う)	海岸保全施設については、再度災害防止に十分な効果が期待出できない場合は実施可能。また、緊急に必要な地すべり防止工事も実施可能。	再度災害を防止するため被災施設又はこれに含めた一連施設のかいちく又は補強等を行う。	同 左
6. 査 定 単 価	基本事業と同一扱い。	同 左	予め査定単価、歩掛について農林水産大臣の同意を得る。 (要綱第7)	同 左
7. 負 担 率	次に掲げる土地改良法施行令の規定に基づき算定する。 (都府県(沖縄県を除く)) 1. 第52条第1項第3号 (北海道の特例) 2. 第52条第4項 (奄美群島の特例) 3. 第52条第5項 (離島の特例) 4. 第52条第6項 (沖縄県の特例) 5. 沖縄振興特別措置法施行令第32条第6項及び第7項	負担法第5条の規定に基づき算定	(1) 基本率(8万円/戸まで) 農地: 50% 施設: 65% (2) 1次高率(8万円~15万円/戸まで) 農地: 80% 施設: 90% (3) 2次高率 (15万以上/戸) 農地: 90% 施設: 100%	(1) 標準税収の1/2まで 2/3 (2) 標準税収の1/2~2倍まで 3/4 (3) 標準税収の2倍~ 4/4

事 項	直轄・代行災害	直轄海岸・地すべり災害	暫定法災害	負担法災害
8. 補助率、負担率の増 嵩	激甚災害、連年災害のかさ上げなし。	負担法第4条等の規定に基づきかさ上げ。	激甚災害、連年災害激甚法又は暫定法に基づき補助かさ上げ。	激甚災害、連年災害激甚法又は負担法に基づき補助かさ上げ。
9. 再災害の取扱い	新たな増破及び手戻分のみを新災害とし、未着手、未施行工事は規定事業として処理する。	同 左	未施行、未着手の工事は新たに生じた災害復旧事業に併せて一の復旧事業として処理する。	同 左

4 採択要件

(1) 異常な天然現象

採択要件は暫定法第2条第5項及び負担法第2条第1項に規定する災害（暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な天然現象により生じたもの）を受けたものとします。なお、災害の適用除外については、関係法令（暫定法、負担法）等を準用します。主なものとしては以下のとおりです。

ア．河川の出水による災害にあつては、被災当時における被災施設の所在箇所の水位が警戒水位〔警戒水位の定めがない場合は河岸高（低水位から天端までの高さをいう。）の5割程度の水位〕未満の場合に生じた災害。ただし、河床の低下等河状の変動により警戒水位が不適当な場合又は融雪出水のように比較的長期にわたる場合は、この限りではありません。

イ．降雨による災害にあつては、被災の当時における最大24時間雨量が80mm未満であった場合に生じた災害。ただし、最大24時間雨量が80mm未満であっても次の（ア）から（ウ）までの一に該当する場合は、この限りではありません。

（ア）連続雨量又は時間雨量（概ね20mm/h以上）が大であった場合

（イ）上流地域の異常降雨による河川等の洪水又は増水によって発生した場合

（ウ）火山噴火の噴出物のたい積により上流地域の状況が著しく変化した場合

ウ．暴風による災害にあつては、最大風速（10分間平均）が15m/sec 未満であった場合に生じた災害。

エ．暴風若しくはその余波による異常な高潮若しくは波浪（うねりを含む。）又は津波により発生した災害で、被災の程度が比較的大であると認められないもの。

(2) 災害復旧事業の範囲

ア．土地改良事業に係る災害

実施中の地区又は完了地区が暫定法第2条第5項に規定する災害を受けた場合は法第87条の5の規定に基づき国が応急工事計画（災害復旧事業計画書）を定めて急速に法第2条第2項第5号に掲げる農用地又は土地改良施設の災害復旧事業を施行することができます。

この災害復旧事業の施行については、法第87条の5第2項の規定に

より行政不服審査法による不服申立てをすることはできません。

(ア) 事業実施中の場合

a. 直轄事業

現に国が法第85条〈3条資格者15人以上の申請事業〉、第85条の2〈市町村の申請事業〉、第85条の3〈土地改良区が申請する施設更新事業〉、及び第87条の2〈非申請事業〉の規定に基づいて実施している土地改良事業地区については、1地区の復旧事業費（当該地区内における1箇所の復旧事業費75万円以上のものの合算額をいう。）が500万円以上であり、かつ、当該地区における直轄事業の当該年度残事業費の100分の1を超えるものに限ります。

b. 管理事業

現に国が法第85条の規定に基づいて実施している国営造成施設管理事業地区については、1地区の復旧事業費（当該地区における1箇所の復旧事業費75万円以上のものの合算額をいう。）が500万円以上の場合。

(イ) 事業完了後の場合

a. 事業完了かつ管理未委託

基本事業完了〔「土地改良財産の管理および処分に関する基本通達について」（昭和60年4月1日60構改B第499号）の第3の3—土—5—3の規定によって、国営土地改良事業の工事が完了したときとは、当該事業に係る土地改良事業計画に定められたすべての施設が竣工したときとします。施設機能監視制度実施要綱（平成5年10月20日付け5構改D第720号農林水産事務次官依命通知）に基づく施設機能監視制度を適用する地区にあっては、同要綱第3の1に定める指定工程以外のすべての工事が完了したものとして地方農政局長（北海道にあっては北海道開発局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長とする。以下同じ。）の認定があったときとします。以下同じ。〕したもので、当該土地改良財産を未だ法第94条の6（国有土地物件の管理及び処分）の規定に基づき土地改良区等に管理委託を了していない地区については、1箇所の復旧事業費が75万円を超える場合。

ｂ．事業完了かつ管理委託

基本事業が完了したもので、当該土地改良財産を第94条の6の規定に基づき土地改良区等に管理委託を了した地区については、次のいずれかに該当する場合

- 1．工事規模が著しく大（2,000万円を超える）であるとき
- 2．工事が高度な技術を要するとき
- 3．激甚な災害を被り当該被災施設の復旧が公益上国の直轄災害復旧事業として施行することが必要なとき

イ．海岸保全施設整備事業に係る災害

海岸法第6条第1項の規定に基づいて国が実施している地区の海岸保全施設が負担法第2条第1項に規定する災害を受けた場合は、海岸法第6条第1項の規定によって、農林水産大臣の直轄工事として災害復旧事業を施行することができます。

（ア）事業実施中の場合

現に国が実施している海岸保全施設整備事業地区については、
1 地区の復旧事業費（当該地区内における1箇所の復旧事業費75万円以上のものの合算額をいう。）が500万円以上であり、かつ、当該地区における直轄事業の当該年度残事業費の100分の1を超えるものに限ります。

（イ）事業完了かつ管理未委託の場合

基本事業が完了（解釈は土地改良事業に準じる。）したもので、「直轄施行に係る海岸工事の完了に伴う事務処理について」（昭和42年5月9日付け、42農地D第519号）の規定に基づく当該海岸保全施設の引渡しを未だ関係海岸管理者に対し了していない地区については、1箇所の復旧事業費が75万円以上の場合。

ウ．地すべり防止施設に係る災害

地すべり等防止法第10条に基づき国が実施している地区の地すべり防止施設又は都道府県知事が管理している地すべり防止施設で、あらかじめ地方農政局長（北海道にあっては北海道開発局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。以下同じ。）が、直轄地すべり防止施設と密接な関連を有するものとして直轄災害復旧事業を施行することを当該都道府県知事と合意したものが負担法第2条第1項に規定する災害を受けた場合は、地すべり等防止法第10条に基づく地すべり防止工事

として国は災害復旧工事を行うことができます。

(3) 災害復旧事業の適用除外

次に掲げるもの等については、直轄災害復旧事業として採択しません。(暫定法要綱第2、負担法要綱第2参照)

ア. 維持工事とみるべきもの

(ア) 直ちに破損するおそれがなく、かつ、他に被害を及ぼすおそれがない石積み又は石張り等の差狂いの修正のみ若しくは欠脱の補充のみの工事又は間詰めのみ工事

(イ) 隧道の巻立コンクリートの軽微なき裂の修繕のみの工事

(ウ) 小量の捨石の補充のみの工事

(エ) 堤防、護岸等に直接影響のない程度の河床又は海岸地盤の低下(基礎工が露出していない場合又は露出した場合であっても堤防、護岸等の安定に支障がない程度の低下をいう。)に対する床止め、根固め又は突堤のみに係る工事

(オ) 堤体に被害のない場合(原則として漏水止めの応急工事を施行する必要がない場合をいう。)の漏水止めのみの工事

(カ) 地すべり防止施設の安定に影響しない程度の盛土の流出の補充のみの工事

(キ) その他前各号に掲げるものに類する工事

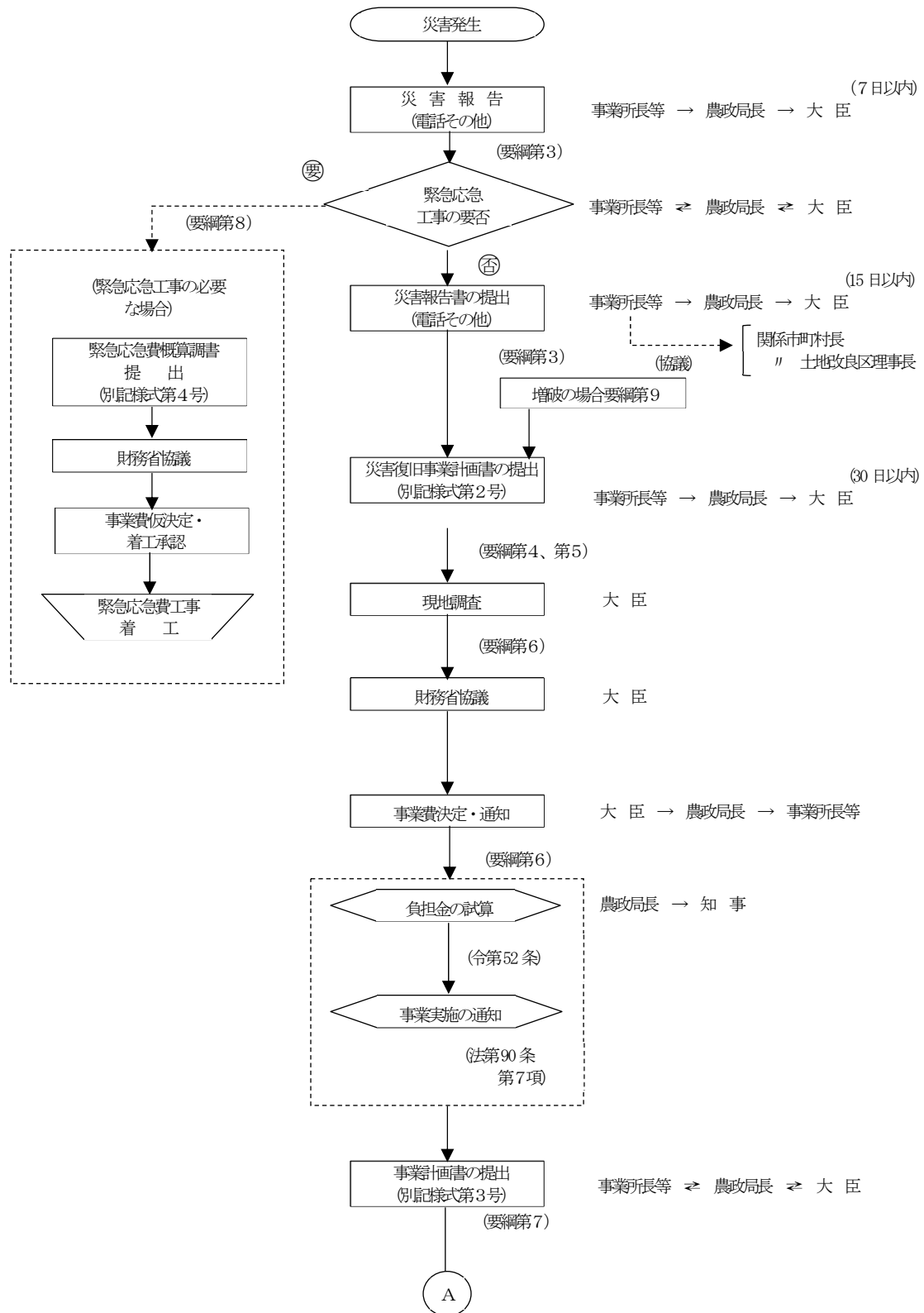
イ. 明らかに設計の不備又は工事施行の粗漏に起因して生じたものと認められるもの

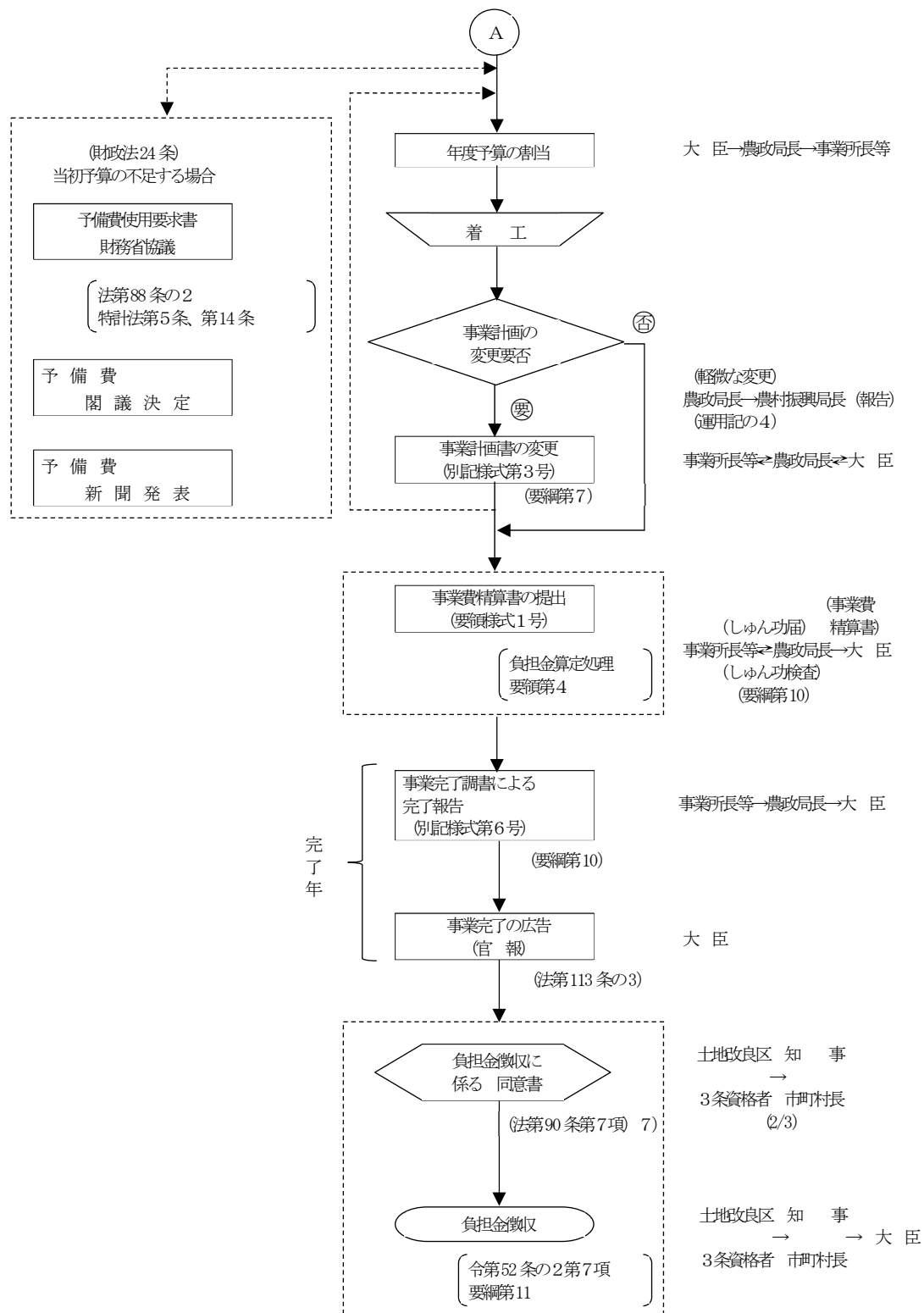
しゅん功検査(中間検査を含む。)等の結果、工事の出来高が不足しているもの又は工事の施行が粗漏で施行の目的を達していないものと指摘され、これらについて事業所長又は地方農政局長が手直しあるいは補強工事を命じた箇所で、当該工事が未完了であることに起因して生じた災害

ウ. 甚だしく維持管理の義務を怠ったことに起因して生じたものと認められるもの

水門、樋門等河川又は海岸に設けられた施設の操作、その他管理の甚だしい不良により当該施設に生じた災害

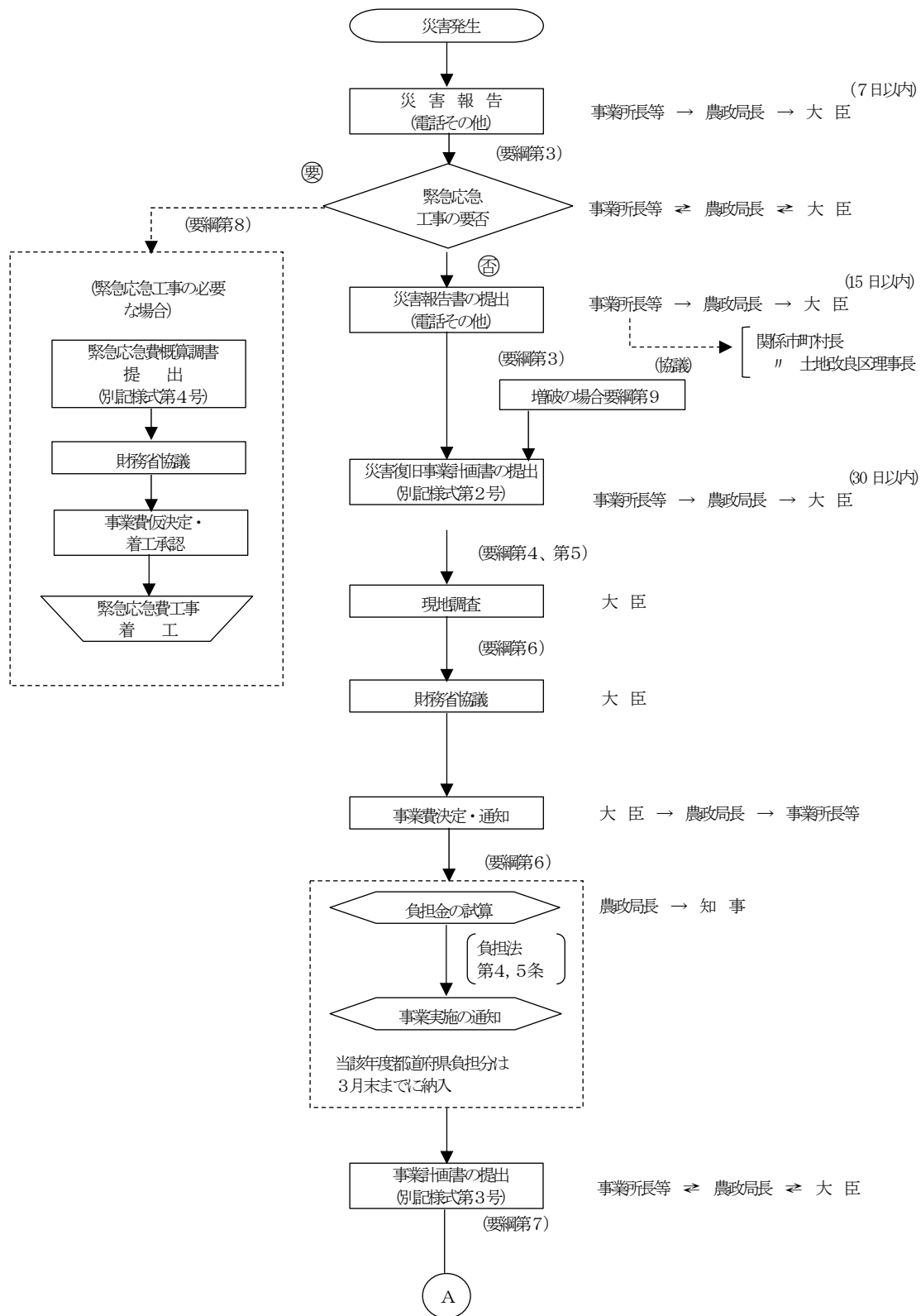
5 直轄及び代行災害復旧事業手続きの流れ

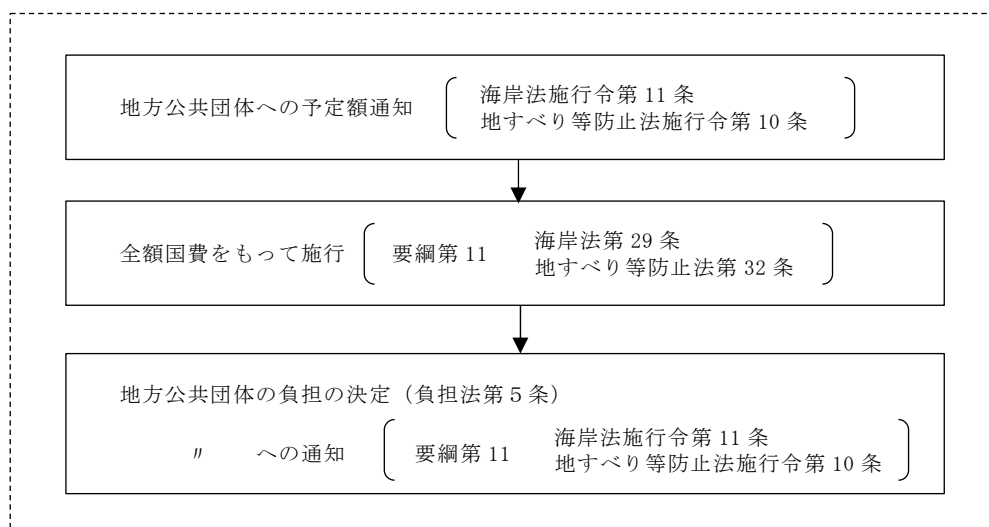
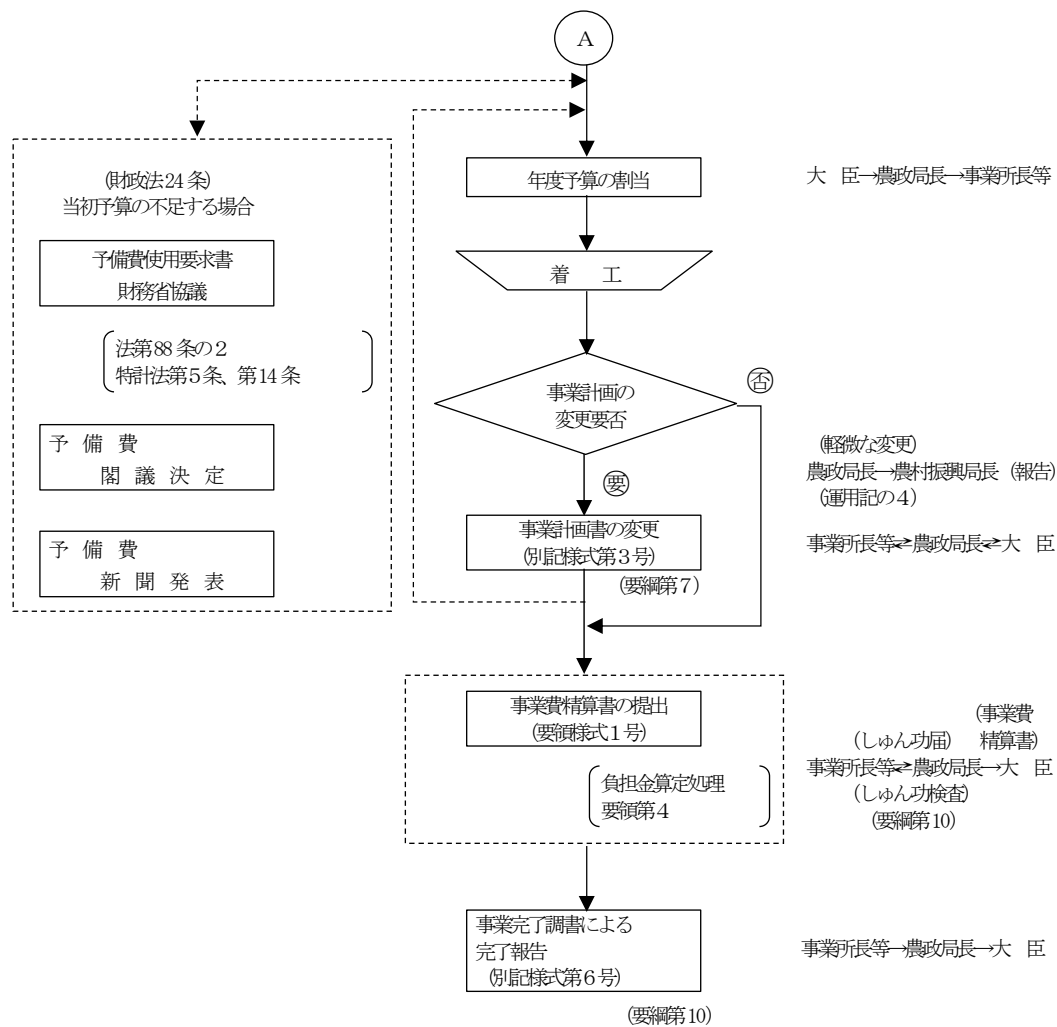




※法：土地改良法
※令：土地改良法施行令

6 農地保全に係る直轄海岸保全施設及び直轄地すべり 防止施設災害復旧事業手続の流れ





§ 2 災害発生から災害復旧事業の完了まで

災害が発生してからこれを復旧するまでには事業所、地方農政局、農村振興局等それぞれの立場においていろいろなことを順序よく行なわなければなりません。ここではその諸事項について順を追いながら「直轄・代行要綱及び海岸・地すべり要綱」の細部運用について述べます。

1 災害の発生

地震のように一瞬にして発生する災害については手の施しようもありますが、洪水のようにある程度時間的に余裕のあるものについては、事業地区内を巡回し災害のおそれのある箇所の警戒及び災害防止に努めているところです。しかし、不幸にして災害の発生を確認したならば、必要に応じて応急工事を実施するなど災害の拡大防止をはかるとともに、後日の諸対策に備えるため被災現場の状況等を写真によって記録しておく必要があります。

2 災害の報告

不幸にして災害の発生を確認したならば事務所長、事業所長若しくは管理事務所長（以下「事業所長等」という。）又は都道府県知事は直ちにその概要を調査して、地方農政局長（原課及び防災課）に報告しなければなりません。地方農政局長（防災課）は管内の直轄及び代行災害の状況を取りまとめて農林水産大臣（農村振興局防災課災害対策室）に電話その他の方法をもって速やかに報告しなければなりません。この報告は、地区名、災害発生年月日、被害の概要（施設名、箇所数及び被害額）、緊急応急工事の要否及び他省庁所管の災害状況等を簡潔に行うものとします。また、報告期限は特に限定されていませんが、判明したものから順次速報的に行ない1週間以内には確定する必要があります。

地方農政局長は要綱第2（災害復旧事業の範囲）及び本文の§1の4（採択要件）の適用を受けると判断したときは、要綱第3（災害報告）の規定に基づいて災害発生後15日以内に「災害報告書」（別記様式第1号、例一1）を農林水産大臣（農村振興局防災課災害対策室）に提出しなければなりません。

(例—1)

番 号
年 月 日

農林水産大臣 氏名 殿

〇〇農政局長

直轄（代行）災害の報告について

〇年〇月〇日から〇月〇日までの⑧㊦㊮により当局管内において災害が発生したので、農地及び農業用施設に係る直轄及び代行災害復旧事業事務取扱要綱第3第4項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1. 〇〇地区	〇〇〇千円	別添—1
⋮	⋮	⋮
計 〇地区	〇〇〇千円	

また、事業所長等は当該被害施設に係る都道府県知事及び市町村（長）あるいは土地改良区（理事長）等関係者に直轄（代行）災害復旧事業により復旧工事を施行したい旨の文書に災害報告書の写しを添付して協議し（例—2）、当該災害復旧事業に係る負担金について周知し、文書による異存がない旨の回答（例—3）を得ておくものとします。

(例—2)

番 号
年 月 日

〇〇土地改良区

理事長 氏名 殿

〇〇農政局

〇〇事業所長

国営〇〇事業〇〇地区の直轄災害復旧事業の実施について

〇年〇月〇日から〇月〇日までの⑧㊦㊮により、別添災害報告書写しのとおり当事業に災害が発生したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の5の規定に基づき直轄災害復旧事業を実施したいので協議する。

(例—3)

番 号
年 月 日

〇〇農政局

〇〇事業所長 殿

〇〇土地改良区

理事長 氏 名

国営〇〇事業〇〇地区の直轄災害復旧事業の実施について

〇年〇月〇日付け㊦㊧㊨㊩をもって協議のあったこのことについては、
同意する。

3 緊急応急工事

災害が発生し、緊急に工事を施行する必要がある事態の発生又は発生するおそれがあり、農村振興局調査官の現地調査を受ける時間的余裕がない場合には、農林水産大臣の承認を受けて（事業費の決定前に）次の各号の1に該当する応急工事を実施することができます。

- (1) 災害により破堤して満潮又は年内の次の出水により人命、財産に重大な被害が発生する公算が大きい場合の仮締切工事
- (2) 災害の被害箇所が年内の次の出水又は高潮により破堤して人命、財産に重大な被害が発生する公算が大きい場合の応急補強工事
- (3) 特に重要な農道又は橋梁が被災し、農産物の生産又は搬出等に重大な支障が生ずる公算が大きい、これらの復旧に長期間を要し、かつ、適当な回路がないため緊急に施行する必要がある仮道又は仮橋工事
- (4) かんがい期間中に用水路又は頭首工（等）に災害を受けた場合に通水のため緊急に施行する必要がある応急仮工事
- (5) 地すべり防止施設が被災したことにより地下水位が異常に上昇し、当該被災施設に隣接する施設又は背後地に甚大な被害を与える地すべりの発生するおそれがあるため緊急に施行する必要がある地下水位を低下させるための工事
- (6) 地すべり防止施設が被災したことにより地すべり現象が活発になり、当該被災施設に隣接する施設又は背後地に甚大な被害を与えるおそれがあるため緊急に施行する必要がある地すべりを抑止するため

の工事のような緊急応急工事を施行する場合、地方農政局長は、担当者を農林水産大臣（農村振興局防災課災害対策室）へ派遣する等して「緊急応急費概算調査」（別記様式第4号、例―4）や関係説明資料により被害状況、緊急応急工事の必要性、及び緊急応急費の取扱い等について、緊急かつ適確に説明し、対応を協議する必要があります。

このような緊急応急工事の決定については全て机上処理となるため仮決定の建前をとっており、後日の現地調査で改めて災害復旧事業としての適否を検討し正式決定します。

このようなことから緊急応急工事の範囲は真に緊急事態の発生、又はそのおそれがある部分のみにとどめておく必要があります。また、一連の災害箇所にあっても復旧に時間的余裕のある区間は分割して、後日の現地調査結果に基づく事業費決定後、実施するものとします。

（例―4）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 氏名 殿

〇〇農政局長

直轄（代行）災害緊急応急費概算調書の提出について

〇年〇月〇日から〇月〇日までの^⑧_⑨⑥により、〇〇地区に災害が発生し、緊急応急工事を施行する必要があるので、農地及び農業用施設に係る直轄及び代行災害復旧事業事務取扱要綱第8第2項の規定に基づき、別添のとおり提出する。

4 災害復旧事業計画書

（1）災害復旧の原則

災害復旧は原形復旧が原則です。ただし、現地の地形、地盤等の状況変化により原形復旧が不可能な場合又は原形復旧が著しく困難若しくは不適當な場合は従前の効用を回復するに必要な限度までを災害復旧事業の対象とします。

（2）箇所、工区及び地区

要綱の別記様式第1号から第6号及び事務取扱要綱の運用についての1（採択下限）でいう箇所、工区、地区は次の各号によるものとする。

ア. 箇所

1つの施設について災害を被った箇所が施設にあっては150m以内、地すべり又は海岸にあっては100m以内の間隔で連続しているものに係る工事、及び1つの施設について災害を被った箇所が150mを超える間隔で連続しているものに係る工事又は2つ以上の施設にわたる工事で当該工事を分離して施行することが当該施設の効用上困難又は不適當なものは1箇所工事とみなします。

イ. 工 区

災害にかかった数箇所を集めた災害復旧工事の発注単位等をいいます。

ウ. 地 区

基本事業の事業単位をいいます。

(3) 事業費の負担区分について

ア. 農地及び農業用施設に係る直轄及び代行災害復旧事業

災害復旧事業に係る地元負担額は、土地改良法施行令第52条（国営土地改良事業の負担金）第1項第3号及び第4～6項並びに沖縄振興特別措置法施行令第32条第6項及び第7項の規定に基づき算定しますが、これに用いる「資格者数」は次によるものとします。

(ア) 資格者算定指針

工 種	指 針
取水施設 (ダム、頭首工、揚水機) 水路	当該被災施設により受益する末端までの農地に係る受益者を資格者とする。 用水路については、当該被災箇所から末端受益までの農地に係る受益者を資格者とする。 又、排水路については、当該被災箇所から上流の当該水路により受益する農地に係る受益者を資格者とする。
排水機 道 路	当該被災施設により受益する農地に係る受益者を資格者とする。
一次利用指定前用地	通常の営農形態を考慮し、当該被災箇所に係る地区の使用実態に即した者を資格者とする。 当該被災箇所に係る換地工区単位の受益者を資格者とする。

(イ) 特 例

基本事業を土地改良法第85条の4の規定に基づいて実施している地区については、当該地方公共団体等を資格者とします。

イ. 直轄海岸・地すべり災害復旧事業

海岸・地すべりの直轄災害復旧事業の負担金は負担法第5条の規定により算出します。

(4) 兼用工作物に係る災害復旧事業の取扱い

他の農業用施設と効用を兼ねる施設の災害復旧事業については、その効用が大きい施設に係る災害復旧事業として採択することを原則とし、その具体的取扱いについて管理者間で協議を行い、その協議書写しを提出します。

農業用以外の施設と効用を兼ねる場合には「災害復旧事業の二重採択防止に関する覚書」(昭和30年7月23日、農地局長、河川局長、林野庁長官)の定めるところにより処理するものとします。

(5) 共同事業費の振分け

他事業との共同費用振り分けについては、次の各号の1によるものとします。

ア. 身替妥当支出法

災害復旧事業は原施設の効用回復を目的とする事業であるから効用の増はないので身替建設費によっています。費用振分けの計算結果が身替建設費(災害復旧事業費)を超える場合は、この方法による共同事業は成立しないということになります。

イ. 優先支出法

当該共同施設費を負担する各事業(A、B、…)の緊急度を比較した場合、その差が著しくてA事業(災害復旧事業)が早期着工を望むため他事業もこれに同調して負担しなければならない場合は、A事業に優先支出法を適用します。

ウ. 水量割支出法

各事業が共同施設から供給又は排除される水量の比率によって負担する方法で、この分担比率の基礎となる水量は瞬間最大水量、特定期間内の総量等が考えられます。

(6) 災害復旧事業費の取扱い

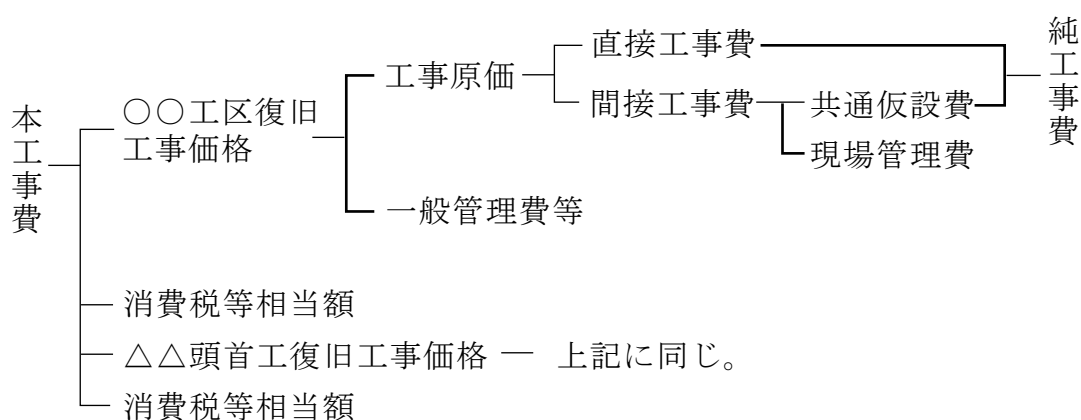
災害復旧事業の本工事費(工事価格)積算は、「土地改良事業等請

負工事の価格積算要綱」(昭和52年2月14日付け、52構改D第24号)等に基づくものとします。したがって、材料、労務、機械経費及び労務、機械歩掛等は基本事業と同一の取扱いとします。しかし、本事業は残事業費の改訂を行なわないので実施が第2年度に係るものについては、物価動向等を勘案の上、材料費、労務費を計上してよいものとします。

また、「災害復旧事業計画書」(別記様式第2号)、「実施計画書」(別記様式第3号)、「再度災害復旧事業総括表」(別記様式第5号)及び「完了調書」(別記様式第6号)等に計上する事業費目の内容は、次の各号に定めるところによります。

ア. 本工事費

被災が数箇所にあたる地区の本工事費積算は工区毎又は主要構造物(ダム、頭首工、用排水機場、幹・支線道、水路等)ごとに工事価格を積算し、これらの合計額を工事費とします。なお、消費税等相当額は異なる工区及び工種ごとに計上します。



イ. 測量設計費

工事実施のため直接必要な調査・測量・試験に要する費用で、本工事費の額に100分の1.6を乗じて得た額以内の額とします。

ウ. 船舶及機械器具費及び事業車輛費

工事に直接必要な船舶、器具の購入費(備付費を含む。)及び建造、補修費、借料、損料、保管料並びに車両の購入費、補修費等に要する費用で、本工事費の額に100分の1.2を乗じて得た額以内の額とします。

エ. 用地費及補償費

工事の施行に必要な土地の買収費又は借料及び工事の施行によって損失を受ける者に対する補償に要する費用で、必要な限度において積上げて得た額とします。

オ．営繕費

工事实施のため直接必要な現場事務所等の営繕費、補修費、購入費、補償金、借上料及び敷地借上料に要する費用で、必要な限度において積上げて得た額とします。

カ．工事諸費

工事に直接必要な人件費、旅費、工事雑費等で、本工事費の額及び前各号に掲げる費用のうち必要とするものを合計して得た額に内地は100分の1.82、北海道にあっては100分の1.69を各々乗じて得た額の範囲内とします※。

※直轄・代行及び直轄海岸・地すべり災害復旧事業の要綱においては、「100分の2.2以内」となっているが、財務省から指示（平成17年12月）により、平成18年度から「100分の1.93以内」として運用しており、令和3年12月の同指示により改定（令和4年度分から適用）されている。

令和4年度以降の諸費率

単位：％

区分	諸費率	内 訳		
		超過勤務手当	日額旅費	工事雑費
内地	1.82 (100)	0.66 (36.2637)	0.07 (3.8462)	1.09 (59.8901)
北海道	1.69 (100)	0.60 (35.5030)	0.12 (7.1006)	0.97 (57.3964)

※（ ）はシェア

上表について：これら費率は、財務省公共総括第2系の指示により、不定期に改定されます。

キ．災害復旧事業費の体系

事業費目	積算基礎	備考
本工事費(A)	必要とする額の積上げ	(仮)決定額
測量及び試験費(B)	$(A) \times \frac{1.6}{100}$	
船舶及び機械器具費(C)	$(A) \times \frac{1.2}{100}$	
用地費及び補償費(D)	必要とする額の積上げ	
営繕費(E)	同上	
[工事費](F)	$(A) + (B) + (C) + (D) + (E)$	
工事諸費(G)	$(F) \times \alpha$	
[緊急応急費](H)		
事業費	$(F) + (G) + (H)$	

- (注) 1. 内地の $\alpha = \frac{1.82}{100}$ 、北海道の $\alpha = \frac{1.69}{100}$
2. 緊急応急費には、これに必要な(B)～(E)及び(G) ($\alpha = \frac{\text{※}1}{100}$) を含む
※1：内地は1.82、北海道は1.69

(7) 災害復旧事業計画書

事業所長等は、災害発生後速やかに復旧事業計画を作成してこれを実施するため事業費を積算し、「災害復旧事業計画書」(別記様式第2号、例―5)としてとりまとめるうえ、地方農政局長(原課及び防災課)へ提出し審査を受けなければなりません。地方農政局長はこれを審査のうえ遅滞なく(災害発生後30日以内)農林水産大臣(農村振興局防災課災害対策室)に提出します。この事業費は「申請額」として台帳に登録されますが、「災害報告書」(別記様式第1号)で報告した被害額を原則として超えないものとします。

農林水産大臣は、調査官(農村振興局防災課災害査定官等)を現地に派遣して被災事実の確認、災害復旧事業計画書の審査、復旧工法の適否の判断等を行い、これに基づいて財務省との協議を実施します。この協議が整ったものが、「決定災害復旧事業費」となるわけです。

(例—5)

番 号
年 月 日

農林水産大臣 氏名 殿

〇〇農政局長

直轄災害の復旧事業計画書の提出について

このことについて、農地及び農業用施設に係る直轄及び代行災害復旧事業
事務取扱要綱第4第2項の規定に基づき、下記のとおり提出する。

記

1. 〇〇地区
⋮

別添—1
⋮

計 〇地区

5 現地調査

(1) 資料整備

農村振興局調査官の現地調査を受ける時に必要な資料は、次に掲げるものとします。

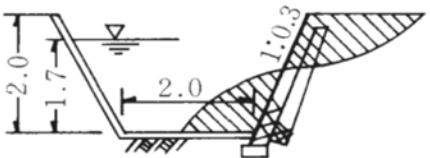
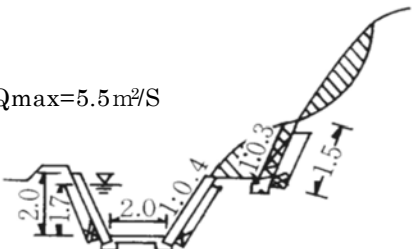
- 災害復旧事業計画書（別記様式第2号）の写し
- 被災経過及び復旧工法調書（別添1号）
- 管理委託状況調書（別添2号）
- 被災図面及び被災写真集
- その他資料

ア. 被災経過及び復旧工法調書

被災施設の原形断面、被災原因、被災状況及び復旧工法が簡潔にわかるよう整理します。

(別添 1 号)

被災経過及び復旧工法調書					
農政局名又は県名					
地区名	○ ○	災害名	○○○	直轄代行 区 分	○ ○

箇所名	被災経過及び復旧工法	
	被災図	説明
○○○排水路	$Q_{\max}=5.0\text{m}^2/\text{S}$ 	この地帯は泥炭地帯であって200mmの豪雨により右岸法面が崩壊した。 復旧は右岸側のみコンクリート積みブロックによる。
△△△排水路	$Q_{\max}=5.5\text{m}^2/\text{S}$ 	この地帯は花崗岩地帯であって比較的風化が進行している。 200mmの豪雨により右岸切土面が崩壊した。 復旧は法止工としてコンクリート積みブロックを新設する。

イ．管理委託状況調書

被災施設のしゅん功検査年月日及び管理委託の手続状況を簡潔に整理します。

(別添 2 号)

管理委託状況調書		
		農政局名又は県名
地区名 ○○	災 害 名	直轄代行 ○○ 区 分
箇 所 名	しゅん功年月日	管理委託状況
○○○排水路	○年○月○日	○年度中に管理委託予定
△△△排水路	○年○月○日	管理委託未定

ウ．被災図面

(ア) ダム、頭首工及び用排水機場

被災前の平面図に決壊、亀裂、パイピング及び崩落等の位置並びに範囲を記入するとともに深掘れ、埋塞等、被害による状況変化がわかるよう主要部分に等高線を記入し、さらに被災部分の縦横断面図に被災後の現況線を記入します。

(イ) 道路、水路等

被災前の平面図に被害（決壊、埋塞、崩落等）の区間及び基本事業の施行年度がわかるよう記入します。

また、被災前の断面形状、構造等がわかるよう記号分類するとともに同一断面区間については、1 箇所の標準断面を添付します。

エ．被災写真

何れの災害復旧事業でも事業費の決定を受けようとする場合には必ず被災状況を確認できる写真が必要ですが、特に直轄災害の事業費決定は財務省との協議（机上査定）によることから欠かせない資料となっています。

この被災状況写真は、気象水文等の観測結果の裏づけとなるばかりでなく、それ自体が被災状況の説明資料であるとともに確認のために必要です。

また、緊急応急工事の説明資料としても、あるいは災害復旧事業が実施されてからの実施計画変更承認の申請資料としても重要な判断資

料となります。

次に従来の被災写真撮影における要領を示しますが、起終点等が写真や画像で明確化できれば、撮影後の写真に起終点等を示すことによりポール等の設置を省略することも可能です。なお、これらの資料作成に当たっては、地籍調査結果や水土里情報システム等のGISや航空写真を活用することができます。また、三次元点群測量などによる点群データから図面を作成することが可能で、取得した点群データから画像を作成できる場合は、添付する写真をこの画像に代え、起終点、各測点及び横断測線を示すポール、距離測定のためのリボンテープ等の設置を省略することができます。このほか、崩壊地等の危険箇所において、ポールの設置、リボンテープによる計測等が困難な場合は、UAVによる写真撮影などの活用を検討してください。

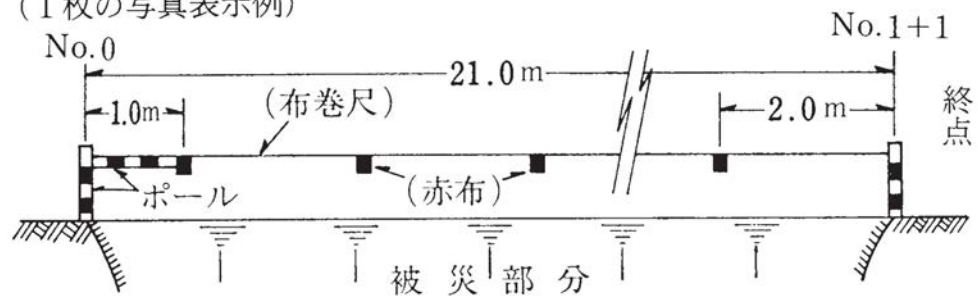
(ア) 全景写真と部分写真

被災写真は、被災箇所全体の状況がわかる全景写真と、さらに部分的に被災が確認できる部分写真に分けて撮影します。そして、必要に応じて平面図にカメラ位置、方向等を記入します。特に起終点や陰となる部分については全体がわかるように複数枚撮影します。なお、被災区間が長大な延長にわたる場合は、数枚継ぎ合わせて全貌を表示できるようにします。

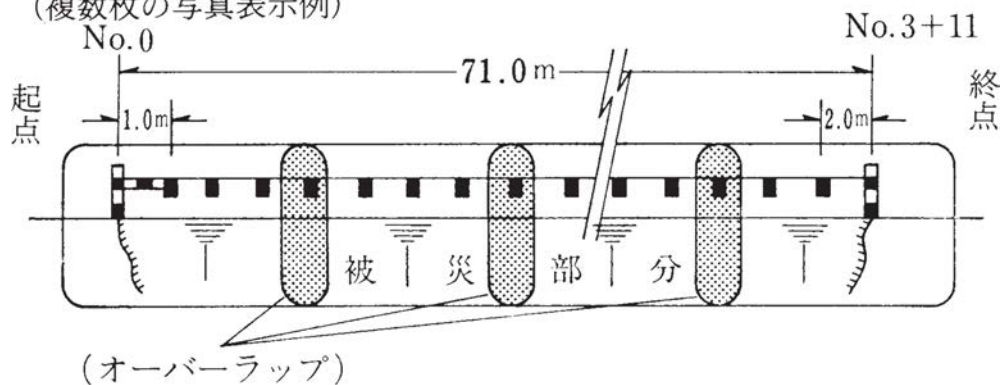
(イ) 被災延長の確認

起・終点に測量用ポールを立てこの間に巻尺を張って2～5m毎に赤布（縦30cm、横15cm程度）を垂らし、また端部の端数距離もポール等で示し被災延長の確認ができるようにします

(1枚の写真表示例)



(複数枚の写真表示例)



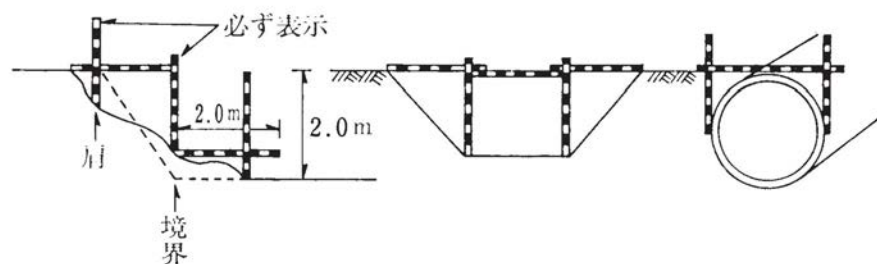
(ウ) 断面の確認

被災施設の高さ及び幅の確認のため現地でポールをあてた「ポール横断測量」方式により撮影します。1枚の写真で全高、全幅撮影できない場合は、オーバーラップさせながら必要枚数を撮り継ぎ合せて全貌が表示できるようにします。

なお、官民境界にはポールを立てて位置を明確にするとともに、使用するポールは先端部まで写しておくで、逆読みでき長さ（高さ）の判定に役立ちます。

また、被災箇所と接続する未被災部の写真と取付け工法の説明等で特に要する場合は添付が必要です。

(断面の写真表示)



(エ) その他

○ 写真の説明

河川、水路等の流水方向を写真に朱矢印で示し、写真の撮影にあたっては工区名、測点番号、撮影年月日を黒板等で標示すると共に、同一方向から撮影した左右岸が横断面と一致するように留意します。

○ 写真の規格

写真の大きさは名刺判（サービスサイズ）程度とし、カラー写真とします。なお、デジタル写真については、カラー写真と同程度の解像度とします。

オ. その他資料

当該災害状況を報道した新聞の切り抜きや、他省庁所管施設の被災状況等を併せて整備します。

(2) 現地調査

農村振興局から派遣された調査官は全地区、現地において被災事実を確認するとともに、被災の原因、原施設の能力、しゅん功年月日、管理委託状況及び被災後の現地状況を調査して要綱適用の可否を判断のうえ、災害復旧事業計画書に示された復旧工法の適否等申請内容を検討し、「災害復旧事業調査書」（別添3号）を現地において作成します。

(別添 3 号)

(No. 1)

年発生 ※直轄 地区 災害復旧事業調査書
代行 工区

農政局名、開発建設部名	地区番号

※事業種別	被災月日	所在地
かん排・農地開発・干拓・ 草地開発・海岸保全・	月 日 ()	

調査官	農村振興局 農林水産技官
調査年月日	年 月 日 ※実査机上

①災害復旧事業関係

工区名 (箇所名)	工種	原形工法	申請			調査			年度内緊急 施工所要額	失格欠格等	基本工事		
			工法	数量	金額 千円	工法	数量	金額 千円			しゅん工検査年月日	効用開始年月日	引渡管理開始年月日
本工事費													
測量試験費													
船舶機械器具費													
用地補償費													
工事費													
工事諸費													
事業費													

緊急に施工する 必要ある理由		当該年度工事実施可能期日
		年 月 日まで

(注) ※印は該当する文字を○でかこむこと。地区番号は記入しないこと

※別添３号の内訳書を下記要領で作成すること（財務省協議時に使用するため）
記入例（農道の場合）

工 区 名 (箇 所 名)	測 点 延 長	工 法	申 請		調 査		申請～調査 差引内容	決 定		調査～決定 差引内容	備 考
			数量	金額	数量	金額		数量	金額		
第 1 工 区	申 請 No. 0+0.0 ～ No. 2+30.0 (L=230.0m) L=150.0m	ブロック積工	150m	6,600	140m	6,160	No. 2+20.0～ No. 2+30.0 △10m	140m	6,160		
		法 枠 工	1,500m ²	3,750	1,350m ²	3,375	〃 △150m ²	—	0		
		種子吹付工	750m ²	150	700m ²	140	〃 △50m ²	2,050m ²	410		
		土 工	1 式	500	1 式	467		1 式	467		
		付 帯 工	〃	125	〃	117		〃	117		
		仮 設 工	〃	100	〃	100		〃	100		
		直 接 工 事 費		11,225		10,359			7,254		
		諸 経 費	〃	4,490	〃	4,247		〃	3,119		
		消 費 税									
		小 計		15,715		14,606			10,373		
第 2 工 区	No. 5+10.0 ～ No. 5+70.0 (L=60.0m) L=60.0										
		フトン簀工	60m	600	60m	600		60m	600		
		種子吹付工	600m ²	120	600m ²	120		600m ²	120		
		土 工	1 式	300	1 式	300		1 式	300		
		A S舗装工	240m ²	1,200	240m ²	1,200		240m ²	1,200		
		直 接 工 事 費		2,220		2,200			2,220		
		諸 経 費	1 式	888	1 式	902		1 式	954		
		消 費 税									
		小 計		3,108		3,122			3,174		
本 工 事 費		計		18,823		17,708			13,547		
測 量 設 計 費			1 式	301		283			216		
船舶機械器具費、事業車両費			〃	225		212			162		
用地費及補償費			〃	300		0			0		
工 事 費				19,649		18,203			13,925		
工 事 請 負				1,100		1,019			779		
事 業 費				20,749		19,222			14,704		

平成 年発生 ※直轄 地区 災害復旧事業調査書
代行 工区

②基本事業関係

地区面積	総面積	ha
	(田面積)	ha
	(畑面積)	ha
着工年度	年度	
しゅん功年度	年度	完了 予定
しゅん功認定	年 月 日	完了 予定
管理開始年度	年度	
既往災	年災 工種	数量
	復旧費	千円

事業の進捗状況

主たる工事	総事業		前年度まで		当該年度		残事業		当該年度残事業	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
		千円		千円		千円		千円		千円
合 計										

入植状況

	計 画	年度 まで累計	年度	年度	年度	前年度	当該年度	残	適 用
入 植	戸数	戸							(1)入植開始() 年度 (2)入植50%に達した 年度()年度
	面積	Ha							
増 反	戸数	戸							
	面積	Ha							

④調査について特記すべき事項

③被災の原因

観 測 所 名	降 雨 量 (融 雪 量)			最大風速	被災時の概況
	連 続 降 雨 量	最大24時間雨量	最大時間雨量		
	mm (自 日)	mm (自 日 時)	mm (自 日 時)		
(水 系 名)	水 位 (汐 位)				
観 測 所 名	最 高	適 用			
観 測 所 名	地 震 の 諸 元				
	発生年月日・時刻	震 度	震源の位置及びマグニチュード		

(注) (1)※印は該当する文字を○印でかこむこと。(2)水位・汐位の摘要欄には警戒水位・偏差・波高等を記入すること。

6 災害復旧事業費の決定

(1) 財務省協議

農村振興局（防災課災害対策室）では現地調査の結果をとりまとめて財務省主計局（公共事業総括第2係）と協議を行いますが、ここでは土地改良法等の関係法令及び要綱適用上の可否、写真による被災事実の確認、図面による復旧工法の検討が主として協議の中心となります。したがって、図面及び被災写真が説明資料としての重要なウェイトを占めますが、往々にして被災写真が不足していたり不明確であったりして被災事実の確認、究明に不都合をきたし協議の進展に支障を及ぼすことがあるので、5で述べたこれら資料整備については留意を要します。

(2) 事業費の決定

前項の協議により成立した災害復旧事業計画書に掲げる事業費を「決定額」とし、要綱第6の規定に基づいて農林水産大臣は地方農政局長に通知します。地方農政局長は、これを遅滞なく当該事業所長等に通知します。（例―6）

当該事業計画書の変更（軽微なものを除く。）の必要が生じたときは、速やかにこれを変更し、事業費の決定（変更）まで同じ手続きを経る必要があります。また、軽微な変更が生じた場合でも、その変更概要について速やかに農村振興局長まで報告する必要があります。

なお、当該災害復旧事業に係る負担金は法第90条（国営土地改良事業の負担金）第7項の規定に基づき「都道府県又は市町村は、その徴収を受けるべき者の3分の2以上の同意を得なければならない。」ので、地方農政局長は、当該地区に発生した災害については直轄災害復旧事業をもって復旧する旨の文書に、参考として災害復旧事業計画書の写しを添付して予め当該都道府県知事に通知しておく必要があります。（例―7）

（例―6）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長殿

農林水産大臣 氏名

〇年発生直轄災害復旧事業の事業費決定について
このことについて、別紙のとおり決定したので通知する。

(別紙)

○年発生直轄災害復旧事業費決定額調書

(○○農政局)

直轄・代行別	災害名	種別	地区名	決定額	適用

(例― 7)

番 号
年 月 日

○○○知事殿

○○農政局長

○年発生直轄災害復旧事業（○○地区）の実施に
ついて

○年○月○日から○月○日までの⑧⑨⑩により国営○○事業○○地区
において災害が発生したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87
条の5の規定に基づき、別添写しのとおり災害復旧事業計画を定め直轄災
害復旧事業を実施するので通知する。

7 災害復旧事業実施計画書

地方農政局長は、農林水産大臣からの事業費決定通知を受けた場合には速やかに「実施計画書」（別記様式第3号）を作成して農林水産大臣に承認申請を行います。（例― 8）

農林水産大臣は、この内容を審査し適正と認めた場合は予算の範囲内においてこれを承認し予算措置します。また、地方農政局長は承認を受けた実施計画の内容を変更する必要を認める場合には、変更が必要となった理由及び関係図面を添付した「変更実施計画書」（別記様式第3号）を作成して農林水産大臣の承認を受けなければなりません。ただし、軽微な変更（主要な工事の形状、寸法、材質等若しくは位置又は工種の変更以外のもの、既定事業費の10%以内の変更をいう。）の場合は当該変更のあった後速やかにその変更概要を農村振興局長に報告しなければなりません。

(例― 8)

番 号
年 月 日

農林水産大臣 氏名 殿

〇〇農政局長

直轄災害復旧事業実施計画書の提出について

このことについて、農地及び農業用施設に係る直轄及び代行災害復旧事業事務取扱要綱第7の規定に基づき、下記のとおり提出する。

記

1. 〇〇地区

別添― 1

⋮

⋮

計 〇地区

8 災害復旧事業の実施中又は着手前に災害が生じた場合の措置（要綱第9）

事業費が決定された地区において、災害復旧事業の実施中又は着手前に更に新たな災害（後災）が生じた場合には、要綱第9の規定に基づいて地方農政局長は災害報告や事業計画書の提出等一連の手続きのほか、「再度災害復旧事業総括表」（別記様式第5号）を農林水産大臣に提出し現地調査、財務省協議に基づく事業費決定を受け事業に着手します。

9 災害復旧事業の完了報告と公告

（1）完了報告

事業所長等は、災害復旧事業に係る工事が完了したときは、その旨を地方農政局長に報告しなければなりません。

地方農政局長は、報告を受けたときは速やかにしゅん功検査を行います。しゅん工検査は、災害復旧事業しゅん工（成功）認定検査要領に準じて行います。

そして災害復旧事業の完了を認めたときは、その旨の文書に「災害復旧事業完了調書」（別記様式第6号）を添えて翌年度の6月末日までに農林水産大臣（農村振興局防災課災害対策室）に報告しなければなりません。（例― 9）

(例― 9)

番 号
年 月 日

農林水産大臣 氏名 殿

〇〇農政局長

直轄災害復旧事業の完了報告について

このことについて、農地及び農業用施設に係る直轄及び代行災害復旧事業事務取扱要綱第10の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1. 〇〇地区

別添― 1

⋮

⋮

計 〇地区

(2) 完了公告

農林水産大臣は、地方農政局長から完了報告を受けた時は法第113条の3（工事の完了等の場合の公告等）第3項の規定に基づいて災害復旧事業の完了公告を行います※。これは、たとえ基本事業は継続していても災害復旧事業は法第87条の5の規定に基づき実施した別途事業であり、また、「直接に各権利者の権利の目的たる土地を対象にして行われることが多く、また、工事の完了如何は各権利者の利害に影響するところが大きいため、工事が完了したときは、これを公告して各権利者に分明ならしめる」必要があるからです。※完了公告の手続きは地方農政局長等への委任事項(官報掲載のための手続きは農村振興局防災課災害対策室を経由して実施)

(別紙)

直轄災害復旧事業の完了公告

㊟

下記に掲げる直轄災害復旧事業は、○年○月○日をもって完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定に基づき公告する。

○年○月○日

農林水産大臣

氏

名

記

○年度発生

直轄災害復旧事業

○○地区

⋮

⋮

⋮

10 災害復旧事業の負担金

(i) 直轄・代行災害復旧事業

ア. 同意

法第87条の5の規定に基づき実施する災害復旧事業は、同意等の手続を要しないで着工できますが、法第90条第7項の規定に基づく負担金の徴収については、都道府県又は市町村は当該土地改良事業の施工に係る地域内にある土地につき法第3条（土地改良事業に参加する資格）に規定する資格を有する者の3分の2以上の同意（署名（記名を含む。）及び押印）を得なければなりません。

イ. 負担金

都道府県及び地元の負担金については、施行令第52条第1項第3号及び同条第4項〈北海道の特例〉同条第5項〈奄美群島の特例〉同条第6項〈離島の特例〉沖縄振興特別措置法施行令第32条第6項及び第7項〈沖縄の特例〉の規定に基づき次表により算定することとなっています。

事業費の区分	負担金の算式（内地の場合）
事業費 ≤ 基準額	$\text{事業費} \times \frac{35}{100}$
基準額 < 事業費 ≤ (資格者数 × 15万円)	$\text{事業費} \times \frac{35}{100} + (\text{事業費} - \text{基準額}) \times \frac{10}{100}$
(資格者数 × 15万円) < 事業費	$\text{事業費} \times \frac{35}{100} + \text{資格者数} \times 7 \text{ 万円} \times \frac{10}{100}$

注 1. 「基準額」とは、資格者数を8万円に乗じて得た額をいいます。

(施行令第52条第1項第3号) ※沖縄は除外

2. 北海道、奄美及び離島にあつては、「 $\frac{35}{100}$ 」を「 $\frac{15}{100}$ 」に読みかえます。(施行令第52条第4～6項)

3. 沖縄にあつては、次表により算定することとなっています。(沖縄振興特別措置法施行令第32条第6及び7項)

事業費の区分	負担金の算式 (沖縄の場合)
事業費 ≤ (資格者数 × 15万円)	事業費 × $\frac{10}{100}$
(資格者数 × 15万円) ＜ 事業費	事業費 × 15万円 × $\frac{10}{100}$

ウ. 負担金の支払方法

都道府県は、イにより算定された負担金について直入方式により国に支払うこととなっています。

(ii) 直轄海岸保全施設災害復旧事業及び直轄地すべり防止施設災害復旧事業

ア. 負担金

都道府県の負担割合については、負担法第5条の規定に基づき、同法第4条の規定により定まった割合とします。

(参考：負担法に基づく国庫負担率)

区 分	補助率
a. 当該地方公共団体の当該年度の標準税収の1/2まで	2/3
b. " 1/2を超え2倍まで	3/4
c. " 2倍を超えるもの	4/4

注) 連年災害における国庫負担率の特例(負担法第4条の2)及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律による増嵩が別途になされることもあります。

イ. 負担金の支払方法

都道府県は、海岸・地すべり要綱第11に基づき、国が全額国費をもって工事を施行した後、負担金を国庫に納付しなければなりません。

§ 3 農地及び農業用施設に係る直轄及び 代行災害復旧事業事務取扱要綱

昭和55年9月4日 55構改D第 575号
平成22年4月1日 21農振 第2308号
令和2年4月1日 元農振 第3612号
最終改正 令和3年4月1日 2農振 第2706号
(農林水産事務次官から各地方農政局長、北海道開発局長、沖縄総合事務局長、
北海道知事あて)

第1 趣 旨

農地及び農業用施設に係る直轄及び代行災害復旧事業の取扱いについては、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）。以下「施行令」という。）、土地改良法施行規則（昭和24年農林省第75号）その他法令に特定の定めのあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第2 災害復旧事業の範囲

農林水産大臣は、次の各号に掲げる場合に該当する地区（農林水産省農村振興局長が別に定めるものを除く。）が農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）第2条第5項に規定する災害を受けた場合は、法第87条の5の規定に基づいて災害復旧事業を施行する。

ただし、（3）に掲げる場合にあっては、土地改良施設の災害復旧に限る。

- （1）法第85条、第85条の2、第85条の3及び第87条の2の規定に基づいて国が土地改良事業を実施している場合（この場合における土地改良事業を以下「直轄事業」という。）、並びに法第89条の規定に基づいて都道府県知事が農林水産大臣から工事の委任を受け土地改良事業を実施している場合（この場合における土地改良事業を以下「代行事業」という。）
- （2）直轄事業及び代行事業（以下「基本事業」という。）が完了したもので未だ法第94条の6の規定に基づく管理委託を了していない場合
- （3）法第87条の2第1項第1号又は第2号の規定に基づいて土地改良事業が実施された場合（土地改良区等に管理委託した土地改良施設を必要とする当該土地改良事業の施行地区の入植者が経済自立の時期に達していないと認められる場合に限る。）

(4) 基本事業が完了したもので法第94条の6の規定に基づき管理委託を了している土地改良施設のうち次のいずれかに該当する場合

ア 工事規模が著しく大であるとき

イ 工事が高度な技術を要するとき

ウ 激甚な災害を被り当該被災施設の復旧が公益上国の直轄災害復旧事業として施行することが必要なとき

第3 災害報告

第2の各号に該当する地区において災害が発生した場合には、当該地区に係る事務所長、事業所長若しくは管理事務所長（以下「事業所長等」という。）又は都道府県知事は、地方農政局長（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に遅滞なく被害状況、被害額等を報告しなければならない。

2 地方農政局長は、前項の規定により事業所長等又は都道府県知事から報告を受けたときは、遅滞なく農林水産大臣に電話その他の方法により報告しなければならない。

3 事業所長等又は都道府県知事は、災害発生後速やかに災害報告書（別記様式第1号）を地方農政局長に提出しなければならない。

4 地方農政局長は、前項の規定により提出された災害報告書を災害発生後15日以内に内容を審査の上、農林水産大臣に提出するものとする。

第4 災害復旧事業計画書の提出

事業所長等又は都道府県知事は、災害発生後速やかに災害復旧事業計画書（別記様式第2号）を地方農政局長に提出しなければならない。

2 地方農政局長は、前項の規定により提出された災害復旧事業計画書を災害発生後30日以内に内容を審査の上、農林水産大臣に提出するものとする。

3 事業所長等又は都道府県知事は、災害復旧事業計画書の変更（軽微なものを除く。）の必要が生じたときは、速やかにこれを変更し、地方農政局長に提出しなければならない。

4 地方農政局長は、前項の規定により提出された災害復旧事業計画書の変更内容を審査の上、農林水産大臣に提出するものとする。

第5 事業費の積算基準

災害復旧事業の設計単価及び歩掛等は、基本事業と同一の取扱いとする。

ただし、管理事業にあっては災害復旧事業に係る施設の建設事業と同一

の取扱いとする。

- 2 工事諸費等については次に定めるところによるものとする。ただし、特別の理由がある場合には、これを変更することができる。

(1) 測量設計費……災害復旧本工事費の額に100分の1.6を乗じて得た額
以内の額

(2) 船舶及機械器具費及び事業車輛費……費用の合計額は、災害復旧本
工事費の額に100分の1.2を乗じて得た額以内の額

(3) 用地費及補償費及び営繕費……必要額を積み上げて得た額

(4) 工事諸費……災害復旧本工事費の額及び前各号に掲げる費用を合計
して得た額に次の割合を乗じて得た額以内の額

ア 工事が2か年にわたる場合

100分の5.6（北海道にあっては100分の4.3）

ただし、初年度にあっては100分の2.2、第2年度にあっては全
体工事諸費の額から初年度分工事諸費を差し引いて得た額

イ 工事が単年度施行の場合

100分の2.2

第6 事業費の決定及び通知

農林水産大臣は、第4の規定により提出された災害復旧事業計画書と現地調査の結果に基づいて事業費の額を決定又は変更する。

- 2 農林水産大臣は、前項の規定により事業費を決定又は変更したときは、これを地方農政局長に通知するものとし、地方農政局長は、遅滞なく事業所長等又は都道府県知事に通知するものとする。

第7 実施計画書の承認

地方農政局長は、第6の規定により事業費の決定通知を受けた場合には、実施計画書（別記様式第3号）に箇所別平面図を添付して農林水産大臣に提出し、その承認を受けなければならない。また、これを変更（軽微なものを除く。）しようとするときも同様とする。

第8 緊急応急工事の取扱い

地方農政局長は、次の各号の一に該当する応急工事について緊急に施行する必要があると認められるときは、農林水産大臣の承認を受けて事業費の決定前にこれを施行することができる。

(1) 災害により破堤して満潮又は年内の次の出水により人命、財産に重大な被害を発生する公算が大きい場合の仮締切工事

(2) 災害の被害箇所が年内の次の出水又は高潮により破堤して人命、財

産に重大な被害を発生する公算が大きい場合の応急補強工事

(3) かんがい期間中に用水路又は頭首工に災害を受けた場合に通水のため緊急に施行する必要がある応急仮工事

(4) 特に重要な農道又は橋梁が被災し、農産物の生産又は搬出等に重大な支障が生ずる公算が大きい、これらの復旧に長期間を要し、かつ、適当な回路がないため緊急に施行する必要がある仮道又は仮橋工事

2 前項の承認を受けようとする場合には、緊急応急費概算調書（別記様式第4号）を提出するものとする。ただし、当該調書を作成する余裕がない場合には、電話その他の方法によって申請するものとし、その後速やかに当該調書を提出するものとする。

第9 事業実施中又は着手前に災害が生じた場合の措置

第6の規定により事業費が決定された地区において、当該災害復旧事業の施行中又は着手前に更に新たな災害が生じた場合における申請は、第4の規定によるほか、再度災害復旧事業総括表（別記様式第5号）を添付して行うものとする。

第10 完了報告

地方農政局長は、災害復旧事業が完了したときは、速やかにしゅん工検査を行い、災害復旧事業完了調書（別記様式第6号）を添えて翌年度の6月末までに、農林水産大臣に報告するものとする。

第11 負担金の取扱い

災害復旧事業の負担金については、施行令第52条第1項第3号及び第4項から第6項まで並びに沖縄振興特別措置法施行令（平成14年政令第102号）第32条第6項及び第7項によるものとし、負担金の支払及び徴収方法については施行令第52条の2並びに第53条第1項及び第2項によるものとする。

第12 委 任

直轄及び代行災害復旧事業の取扱いについては、この要綱に定めるもののほか、農林水産省農村振興局長が別に定めるところによるものとする。

(別記様式第1号)(第3関係)

年 月 日 発生 事業種別
(災害名)

地区
災害報告書

農政局名 又は 県名
〔 北海道開発局〇〇開発建設部 〕
〔 沖縄総合事務局 〕

1. 事業名
国営〇〇〇〇事業
2. 地区名
〇〇〇地区
3. 事業所等所在地
〇〇県〇〇市〇〇
4. 災害復旧概要

工区名 (箇所名)	工 種	数 量	被害額	基 本 事 業		
				しゅん功 検 査 開	効 用 開 始	管 理 開 始
年 月 日	年 月 日	年 月 日				
〇〇 工 区	〇〇頭首工	固定部 L=〇〇m	千円			
	〇〇幹線 用水路	L=〇〇m				
〇〇 工 区	〇〇支線 道路	L=〇〇m				
計						

- (1) 被災年月日
- (2) 被災時の概況、及び被災原因の検討
- (3) 気象状況（表で示すこと。別紙参照）

(1)	地区面積	ha (田 ha、畑 ha)
(2)	受益者数	人
(3)	着工(開始)年度	年度
(4)	完了年度	年度(予定)
(5)	事業の進捗状況	

注：当該年度残事業欄には、未契約事業に係るものを記入すること。

8. 図面及び被災写真等

- V - 44

[別紙]

気象状況（５．（３））は、下表のうち必要なもの（災害発生の原因となったもの）のみ記載すること。

ア 水害の場合

（ア）降雨状況（日雨量、連続雨量又は融雪量）

観測所名	所在地	月 日	月 日	月 日	月 日	連 続 雨 量	備 考
		mm	mm	mm	mm		

注 備考欄には、降雨、融雪の区分等を記入すること。

（イ）降雨状況

観測所名	所在地	月 日 時～時	時～時	時～時	時～時	時～時	時～時
		mm	mm	mm	mm	mm	mm

注 本表は、短時間に多量の降雨があった場合のみ作成すること。

（ウ）主要河川の洪水状況

水系名	観測所名	所在地	警戒水位	最 大 洪水位	日 時	備 考
			m	m		

注 備考欄には、水位の基準面を示すとともに、水位の観測方法（目測、実測、聴取等）を記入すること。

イ 暴風災害又は高潮災害の場合

(ア) 風速及び気圧

観測所名	所在地	日 時	最低気圧	最大風速	備 考
			mb	m/sec	

(イ) 潮 位

観測所名	所在地	日 時	被災時 最高潮位	潮位偏差	備 考
			m	m	

注 備考欄には、潮位の基準面を示すとともに、潮位の観測方法
(実測、目測、聴取等)を記入すること。

(ウ) 降雨状況

(エ) 主要河川の洪水状況

} アに同じ

ウ 地震の場合

観測所名	所在地	日 時	震 度	備 考
				1. 震源位置 2. マグニチュード

(別記様式第 2 号) (第 4 関係)

年 月 日 発生 事業種別
(災害名)

地区

災害報告書

農政局名 又は 県名

〔 北海道開発局〇〇開発建設部 〕
〔 沖縄総合事務局 〕

目 次

1.	事業名	
2.	地区名	
3.	事業所等所在地	
4.	被災状況及び被災原因	
	(1) 被災年月日	
	(2) 気象状況	
	(3) 被災状況及び被災原因	
5.	復旧計画概要	
	(1) 復旧計画概要	
	(2) 年度区分計画	
6.	復旧事業設計書	
	(1) 事業費総括表	
	(2) 工事内訳書	
	(3) 単価表	
	(4) 各種計算書	
	(5) 各種図面	
7.	権利、補償関係	
8.	その他参考となるべき事項	
9.	被災写真	

1. 事業名

国営○○○○事業○○地区○○災害復旧事業

2. 地区名

工区名	当該施設の受益面積	所在地
○○工区	○○○. ○ h a	○○県○○市○○大字○○

3. 事業所等所在地

○○県○○市○○

4. 被災状況及び被災原因

(1) 被災年月日

年 月 日

(2) 気象状況

(別記様式第1号)の別紙に準ずること。

(3) 被災状況及び被災原因

詳述すること。

5. 復旧計画概要

(1) 復旧計画概要

工区名 (箇所名)	工 種	復旧工法の概要
○○復旧工事	△△頭首工	要約し、記述する。
	□□幹線用水路	

(2) 年度区分計画

工区名 (箇所名)	工 種	総 事 業		○○年度		○○年度	
		数 量	金額	数量	金額	数量	金額
○○復旧工事	△△頭首工	○○部 L=○○m	冊		冊		冊
	□□幹線 用水路	L=○○m					

6. 復旧事業設計書

(1) 事業費総括表

〇〇地区 災害復旧事業費総括表 金					
名 称	摘 要	数 量	単 位	金 額	備 考
本 工 事 費					(A)
┌ 〇〇復旧工事費					
└ □□復旧工事費					
測量及び試験費					$(A) \times \frac{1.6}{100}$
船舶及び機械器具費					$(A) \times \frac{1.2}{100}$
用地費及び補償費、 営繕費					
工 事 費					(B)
工 事 諸 費					$(C) = (B) \times \alpha$
(緊急応急費)					(D)
事 業 費					$(B) + (C) + (D)$

(2) 工事内訳書

(3) 単 価 表

(4) 各種計算書

(5) 各種図面

基本事業と同一扱いとする。

(土地改良事業等請負工事の価格積算)

ア 地区一般平面図

イ 平 面 図

ウ 縦横断面図

エ 主要構造図

被災前は点線、被災後の状況は細い実線、復旧計画線は太い実線で表示すること。

7. 権利、補償関係

該当するものがあれば当該事項を記載し又は写しを添付すること。

8. その他参考となるべき事項

(1) 負担金の比率（国庫負担分と地元負担分）を記入すること。

地区名	事業費	国庫負担率	地 方 負 担 率			備 考
			都道府県	市町村	資格者	
		%	%	%	%	
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	

(2) 当該事業の施行に係る「3条資格者数」の確認できる資料を添付すること。(字切図、農家台帳、同意書、受益区分図、用水系統図等のうち、必要と思われるもの。)

9. 被災写真

被災箇所ごとの被災状況、延長が机上で確認できる写真を整理して添付すること。

(別記様式第3号)(第7関係)

年 月 日 直轄 地区 災害復旧事業(変更)
 代行 工区 年度 実施設計書

基本事業種別	被災年月日	所在地

農政局名 又は 県名
 〔北海道開発局〇〇開発建設部〕
 沖縄総合事務局
 (単位:千円)

工区名	全 体 計 画						〇〇まで 施行済		当該年度 実施計画		次年度 以降残		適 用
	費 目	工 種	名称・形状・寸法	単位	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	
〇〇〇	本 工 事 費	頭首工	エプロン コンクリート180kg/cm ² 護床工 異形ブロック〇 t	式 m ² m ² m	1.0								〇〇m ²
□□	測量及び試験 費 船 舶 及 び 機 械 器 具 費 ... 工 事 諸 費 計	排水路	R. Cフルーム										

(備考) 変更実施計画については、当初計画を上段に()とする。

年 月 日 発生
 (災 害 名)

事業種別

地区
 災害復旧工事緊急応急費概算調書

農政局名 又は 県名
 (北海道開発局〇〇開発建設部)
 (沖縄総合事務局)

国営〇〇〇〇事業〇〇地区〇〇災害復旧事業

工区名	当該施設の受益面積	所 在 地
〇〇工区	〇〇〇. 〇ha	〇〇県〇〇市〇〇大字〇〇

復旧事業計画概要（数量、延長、単価、金額の概数を記載）を示し、そのうち緊急応急費として必要なものの数量金額を算出すること。

(4) その他

(別記様式第5号)(第9関係)

年発生 直轄 地区 災害復旧事業(変更)
 代行 工区 平成 年度 実施設計書

基本事業種別	被災年月日		所在地
	当初	再度	

農政局名 又は 県名
 (北海道開発局〇〇開発建設部)
 沖縄総合事務局

(単位:千円)

被 害 工区名	当初決定額（ 年 月） ＜〇〇災害＞（A）						年度別施行済額（B）						前災の残額 （C=A-B）		今回の被害額 ＜△△災害＞						適 用
	費目	工種	名称 形状 寸法	単位	数量	金額	年度		年度		計		数量	金額	増 破		その他		計		
							数量	金額	数量	金額	数量	金額			数量	金額	数量	金額	数量	金額	

(別記様式第6号)(第10関係)

年 月 日 直轄 地区 災害復旧事業完了調書
 代行 工区

基本事業 種 別	被災年月 日	所 在 地	予 算 額		
			年度	年度	計

農政局名 又は 県名
 (北海道開発局〇〇開発建設部)
 沖縄総合事務局

(単位：千円)

工区名	決 定 額						完了額		年度別完了額				残額	適 用
									年度		年度			
	費 目	工 種	名称・形状・寸法	単位	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額		
〇〇〇	本 工 事 費 測 量 及 び 試 験 費 船 舶 及 び 機 械 器 具 費 … 工 事 諸 費 計	頭首工	エプロン	式	1.0								〇〇m2	
□□			コンクリート180kg/cm2	m2										
			護床工											
			異形ブロック〇 t	m2										
		R. Cフルーム	m											
		排水路	…											

(備考) 当初決定額の変更がされた場合には、当初決定額を上段に () 書とする。

§ 4 農地及び農業用施設に係る直轄及び代行災害 復旧事業事務取扱要綱の運用について

昭和55年9月4日 55構改D第 576号
平成13年4月10日 12農振 第2096号
最終改正 令和2年4月1日 元農振 第3615号
(構造改善局長から各地方農政局長、北海道開発局長、
沖縄総合事務局長、北海道知事あて)

「農地及び農業用施設に係る直轄及び代行災害復旧事業事務取扱要綱」(昭和55年9月4日付け55構改D第575号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。)第2及び第12の規定に基づき、下記のとおり定めたので、事業の実施に当たって遺憾のないようにされたい。

なお、「直轄並びに代行事業災害の取扱いについて」(昭和30年1月17日付け30地局第315号農地局長通知)は廃止する。ただし、同通知に基づき、既に実施しているものについては、なお従前の例によるものとする。

また、基本事業に係る施設(農地を含む。)がしゅん功した場合においては、地方農政局長(北海道にあつては北海道開発局長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長)は、事業所長等(代行事業にあつては都道府県知事)からしゅん功を了した旨報告があつた日から遅くとも90日以内にしゅん功認定を終了し、しゅん功認定を終了した日から90日以内に当該土地改良区等に引継ぎを了するものとする。従前どおり留意されたい。

記

1. 採択下限について

要綱第2でいう「農村振興局長が別に定めるもの」とは、次のいずれか一つに該当するもの以外のものとする。

- (1) 要綱第2第1号の場合のうち直轄事業に係るものについては、1地区の復旧事業費(当該地区内における1箇所(箇所)の復旧事業費75万円以上のものの合計額をいう。)が500万円以上であるものとする。ただし、当該直轄事業が管理事業以外の事業であるものにあつては当該事業に係る地区における直轄事業の当該年度残事業費の100分の1を超えるものに限る。
- (2) 要綱第2第1号の場合のうち代行事業に係るもの並びに要綱第2第

2号及び第3号の場合については、1箇所の復旧事業費が75万円を超えるものとする。

(3) 要綱第2第4号のアの場合については、1箇所の復旧事業費が概ね2,000万円を超えるものとする。

2. 事業完了等について

要綱第2第2号及び第4号でいう「事業が完了した」とは「土地改良財産の管理及び処分に関する基本通達」(昭和60年4月1日付け60構改B第499号農林水産省構造改善局長通知)の第3の3-土5-3において定める管理委託の時期をいう。

3. 経済自立の時期について

要綱第2第3号でいう「経済自立の時期に達していないと認められる場合」とは、その地区の入植予定者の大半が入植を終了した年から3年を経過していない場合とする。ただし、増反者と入植者の双方が当該施設によって利益を受けている場合は、入植面積が増反面積と等しいか又は大きい場合のみとする。

4. 軽微な変更について

(1) 要綱第4及び第7でいう「軽微なもの」とは、主要な工事の形状、寸法、材質等若しくは位置又は工種の変更以外のもので、既定事業費の10パーセント以内の変更をいうものとする。

(2) 地方農政局長は、(1)に規定する軽微な変更を実施したときは、速やかにその変更概要を農村振興局長に報告しなければならない。

§ 5 農地保全に係る直轄海岸保全施設及び直轄地すべり防止施設災害復旧事業事務取扱要綱

平成元年 4 月 1 日 元構改D第 148号
平成22年 4 月 1 日 21農振 第2309号
最終改正 令和 3 年 4 月 1 日 2 農振 第2703号
(農林水産事務次官から各地方農政局長、北海道開発局長、
沖縄総合事務局長、北海道知事あて)

第 1 趣 旨

農地保全に係る直轄海岸保全施設（海岸法（昭和31年法律第101号）の規定に基づき農林水産大臣が施行する工事に係る海岸保全施設（水産庁の所掌に係るものを除く。）をいう。）及び直轄地すべり防止施設（地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）の規定に基づき農林水産大臣が施行する工事に係る地すべり防止施設（林野庁の所掌に係るものを除く。）をいう。）の災害復旧事業（以下「災害復旧事業」という。）の事務の取扱いについては、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号。以下「負担法」という。）、海岸法、地すべり等防止法その他の法令に特別の定めのあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第 2 災害復旧事業の対象施設

農林水産大臣は、次に掲げる施設が負担法第 2 条第 1 項に規定する災害（以下「災害」という。）を受け、当該施設に係る災害復旧事業の規模が農林水産省農村振興局長が別に定める要件を満たす場合には、海岸法第 6 条又は地すべり等防止法第10条の規定に基づいて災害復旧事業を実施する。

- (1) 海岸法第 6 条第 1 項の規定に基づき農林水産大臣が自ら工事を施行している直轄海岸保全施設で、工事完了（一連の計画に基づく工事の部分完了を含む。（2）において同じ。）後、都道府県知事に管理の引継ぎを行っていないもの
- (2) 地すべり等防止法第10条第 1 項の規定に基づき農林水産大臣が自ら工事を施行している直轄地すべり防止施設で、工事完了後、都道府県知事に管理の引継ぎを行っていないもの
- (3) 都道府県知事が管理している地すべり防止施設で、あらかじめ地方農政局長（北海道にあつては国土交通省北海道開発局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）が直轄地すべり防止施設と密接な関連を有するものとして直轄災害復旧事業を施行すること

を当該都道府県知事と合意したもの

第3 災害報告

第2に規定する場合には、当該施設に係る事務所長又は事業所長（以下「事業所長等」という。）は、遅滞なく、地方農政局長に被害状況、被害額等を報告しなければならない。

2 地方農政局長は、前項の規定により事業所長等から報告をうけたときは、遅滞なく、農林水産大臣に電話その他の方法により報告しなければならない。

3 事業所長等は、災害発生後速やかに災害報告書（別記様式第1号）を地方農政局長に提出しなければならない。

4 地方農政局長は、前項の規定により提出された災害報告書を災害発生後15日以内に内容を審査の上、農林水産大臣に提出するものとする。

第4 災害復旧事業計画書の提出

事業所長等は、災害発生後速やかに災害復旧事業計画書（別記様式第2号）を地方農政局長に提出しなければならない。

2 地方農政局長は、前項の規定により提出された災害復旧事業計画書を、災害発生後30日以内に、内容を審査の上、農林水産大臣に提出するものとする。

3 事業所長等は、災害復旧事業計画書の変更（軽微なものを除く。）の必要が生じたときは、速やかにこれを変更し、地方農政局長に提出しなければならない。

4 地方農政局長は、前項の規定により提出された災害復旧事業計画書の変更内容を審査の上、農林水産大臣に提出するものとする。

第5 事業費の積算基準

災害復旧事業の設計単価、歩掛等は、通常の直轄海岸保全施設及び直轄地すべり防止施設に係る事業と同一の取扱いとする。

2 工事諸費等については、原則として次に定めるところによるものとする。

（1）測量設計費は、本工事費の100分の1.6を乗じて得た額以内の額（被災した施設を原形に復旧することが不可能なため、当該被災した施設と同等な機能を有する施設を築造する場合で特に地質調査を必要とするときは、必要額を積み上げて得た額）とする。

（2）船舶及機械器具費及び事業車輛費の合計額は、本工事費の額に100分の1.2を乗じて得た額以内の額とする。

(3) 用地費及補償費及び営繕費は、必要額を積み上げて得た額とする。

(4) 工事諸費は、次に掲げる額以内の額とする。

ア 工事が2か年にわたる場合 本工事費の額及び前各号に掲げる費用を合計して得た額に100分の5.6（初年度にあたっては100分の2.2）を乗じて得た額以内の額（第2年度にあつては、全体工事諸費の額から初年度分工事諸費を差し引いて得た額）

イ 工事が単年度施行の場合 本工事費の額及び前各号に掲げる費用を合計して得た額に100分の2.2を乗じて得た額以内の額

第6 事業費の決定及び通知

農林水産大臣は、第4の規定により提出された災害復旧事業計画書と現地調査の結果に基づいて事業費の額を決定又は変更する。

2 農林水産大臣は、前項の規定により事業費を決定又は変更したときは、これを地方農政局長に通知するものとし、地方農政局長は、遅滞なく、事業所長等に通知するものとする。

第7 実施計画書の承認

地方農政局長は、第6の規定に基づいて事業費の決定通知をうけた場合には、実施計画書（別記様式3号）を農林水産大臣に提出し、その承認を受けるものとする。また、これを変更（軽微なものを除く。）しようとするときも同様とする。

第8 緊急応急工事の取扱い

地方農政局長は、次の各号の一に該当する応急工事について、農林水産大臣の承認を受けて、工事費の決定前にこれを施行することができる。

(1) 海岸が被災して通常の状態における海水が進入し、当該被災施設、当該被災施設に隣接する一連の施設又は当該被災箇所の背後地に甚大な被害を与えているため又はそのおそれが大きいため緊急に施行しなければならない仮締切工事

(2) 海岸が被災して次期高潮等により当該被災施設、当該被災施設に隣接する一連の施設又は当該被災箇所の背後地に甚大な被害を与えるため又はそのおそれが大きいため緊急に施行しなければならない決壊防止工事

(3) 地すべり防止施設が被災したことにより地下水位が異常に上昇し、当該被災施設に隣接する施設又は背後地に甚大な被害を与える地すべりの発生するおそれが大きいため緊急に施行する必要がある地下水位を低下させるための工事

(4) 地すべり防止施設が被災したことにより地すべり現象が活発になり、当該被災施設に隣接する施設又は背後地に甚大な被害を与えるおそれが大きい場合緊急に施行する必要がある地すべりを抑止するための工事

2 地方農政局長は、前項の承認を受けようとする場合は、緊急応急費概算調書（別記様式第4号）を提出するものとする。

ただし、当該調書を作成する余裕がない場合には、電話その他の方法により申請するものとし、その後速やかに当該調書を作成するものとする。

第9 事業実施中又は着手前に災害が発生した場合の処置

第6の規定により事業費が決定された地区において、当該災害復旧事業の施行中又は着手前に災害が発生した場合における申請に当たっては、第4の規定によるほか、再度災害復旧事業総括表（別記様式第5号）を添付するものとする。

第10 完了報告

地方農政局長は、災害復旧事業が完了したときは、速やかに竣工検査を行い、翌年度の6月末日までに、災害復旧事業完了調書（別記様式6号）を添えて農林水産大臣に報告するものとする。

第11 負担金の納付

災害復旧事業の負担金の納付については、海岸法第29条及び地すべり等防止法第32条の規定によるものとする。

ただし、地方公共団体の負担率については、これらの規定にかかわらず、負担法第5条によるものとする。

第12 災害関連事業の取扱い

地方農政局長は、農地保全に係る直轄海岸保全施設の災害復旧事業のみでは再度災害防止に十分な効果が期待できない場合において、これと合併して行う事業（以下「災害関連事業」という。）を施行する必要があると認められるときは、農林水産省農村振興局長が別途定める図書を添付して、農林水産大臣に当事業に必要と見込まれる事業費を申請することができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定により当事業に必要と見込まれる事業費の申請を受けた場合には、第6の規定に準じて、災害関連事業の事業費の決定及び通知を行うものとする。

3 地方農政局長は、災害関連事業の変更（軽微なものを除く。）の必要が生じたときは、第1項に規定する図書を農林水産大臣に提出するもの

とする。

第13 委 任

災害復旧事業の取扱いについては、この要綱に定めるもののほか、農林水産省農村振興局長が別に定めるところによるものとする。

(別記様式第 1 号) (第 3 関係)

年 月 日 発生 (災 害 名)	事 業 種 別 地 区 災 害 報 告 書 農政局名 又は 県名 (北海道開発局〇〇開発建設部) (沖縄総合事務局)
------------------------------------	---

1. 事 業 名

国営〇〇〇〇事業

2. 地 区 名

〇〇〇地区

3. 事業所等所在地

〇〇県〇〇市〇〇

4. 災害復旧概要

区域名 (工区名)	ブロック名	工 種	数 量	被 害 額	竣功検査 年 月 日
				千円	
計					

注：海岸災はブロック名の欄を空欄にする

- (1) 被災年月日
- (2) 被災時の概況、及び被災原因の検討
- (3) 気象状況（表で示すこと。別紙参照）

(1)	地区面積	ha (田 ha、畑 ha)
(2)	受益者数	人
(3)	着工(開始)年度	平成 年度
(4)	完了年度	平成 年度(予定)
(5)	事業の進捗状況	

注：当該年度残事業欄には、未契約事業に係るものを記入すること。

8. 図面及び被災写真等

- V - 64

[別紙]

気象状況（５．（３））は、下表のうち必要なもの（災害発生の原因となったもの）のみ記載すること。

ア 水害の場合

（ア）降雨状況（日雨量、連続雨量又は融雪量）

観測所名	所在地	月 日	月 日	月 日	月 日	連 続 雨 量	備 考
		mm	mm	mm	mm		

注 備考欄には、降雨、融雪の区分等を記入すること。

（イ）降雨状況

観測所名	所在地	月 日 時～時	時～時	時～時	時～時	時～時	時～時
		mm	mm	mm	mm	mm	mm

注 本表は、短時間に多量の降雨があった場合のみ作成すること。

（ウ）主要河川の洪水状況

水系名	観測所名	所在地	警戒水位	最 大 洪水位	日 時	備 考
			m	m		

注 備考欄には、水位の基準面を示すとともに、水位の観測方法（目測、実測、聴取等）を記入すること。

イ 暴風災害又は高潮災害の場合

(ア) 風速及び気圧

観測所名	所在地	日 時	最低気圧	最大風速	備 考
			mb	m/sec	

(イ) 潮 位

観測所名	所在地	日 時	被災時 最高潮位	潮位偏差	備 考
			m	m	

注 備考欄には、潮位の基準面を示すとともに、潮位の観測方法
(実測、目測、聴取等)を記入すること。

(ウ) 降雨状況

(エ) 主要河川の洪水状況

} アに同じ

ウ 地震の場合

観測所名	所在地	日 時	震 度	備 考
				1. 震源位置 2. マグニチュード

(別記様式第 2 号) (第 4 関係)

年 月 日 発生
(災 害 名)

地区

災害復旧事業計画書

農政局名

〔 北海道開発局〇〇開発建設部 〕
〔 沖縄総合事務局 〕

目 次

1.	事業名	
2.	地区名	
3.	事業所等所在地	
4.	被災状況及び被災原因	
	(1) 被災年月日	
	(2) 気象状況	
	(3) 被災状況及び被災原因	
5.	復旧計画概要	
	(1) 復旧計画概要	
	(2) 年度区分計画	
6.	復旧事業設計書	
	(1) 事業費総括表	
	(2) 工事内訳書	
	(3) 単価表	
	(4) 各種計算書	
	(5) 各種図面	
7.	権利、補償関係	
8.	その他参考となるべき事項	
9.	被災写真	

1. 事業名

国営○○○○事業○○地区○○災害復旧事業

2. 地区名

区域名 (工区名)	ブロック名	所在地

注：海岸災はブロック名欄を空欄にする

3. 事業所等所在地

○○県○○市○○

4. 被災状況及び被災原因

(1) 被災年月日

年 月 日

(2) 気象状況

(別記様式第1号)の別紙に準ずること。

(3) 被災状況及び被災原因

詳述すること。

5. 復旧計画概要

(1) 復旧計画概要

区域名 (工区名)	ブロック名	工 種	復旧工法の概要
			要約し、記述する。

注：海岸災はブロック名欄を空欄にする

(2) 年度区分計画

区域名 (工区名)	ブロック名	工 種	総 事 業		年度		年度	
			数量	金額	数量	金額	数量	金額
				円		円		円

注：海岸災はブロック名欄を空欄にする

6. 復旧事業設計書

(1) 事業費総括表

金 〇〇地区 災害復旧事業費総括表					
名 称	摘 要	数 量	単 位	金 額	備 考
本 工 事 費					(A)
{					
測量及び試験費					$(A) \times \frac{1.6}{100}$
船舶及び機械器具費					$(A) \times \frac{1.2}{100}$
用地費及び補償費、 営繕費					
工 事 費					(B)
工 事 諸 費					$(C) = (B) \times \alpha$
(緊急応急費)					(D)
事 業 費					$(B) + (C) + (D)$

(2) 工事内訳書

(3) 単 価 表

(4) 各種計算書

(5) 各種図面

基本事業と同一扱いとする。

(土地改良事業等請負工事の原価積算)

ア 地区一般平面図

イ 平 面 図

ウ 縦横断面図

エ 主要構造図

被災前は点線、被災後の状況は細い実線、復旧計画線は太い実線で表示すること。

7. 権利、補償関係

該当するものがあれば当該事項を記載し又は写しを添付すること。

8. その他参考となるべき事項

負担金の比率（国庫負担分と地元負担分）を記入すること。

地区名	事業費	国庫負担率	地 方 負 担 率			備 考
			都道府県			
		%	%	%	%	
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	

9. 被災写真

被災箇所ごとの被災状況、延長が机上で確認できる写真を整理して添付すること。

(別記様式第3号)(第7関係)

年発生直轄 地 災害復旧事業(変更)

年度 実施設計書

基本事業種別	被災年月日	所在地

農政局名

〔北海道開発局〇〇開発建設部
沖縄総合事務局〕

(単位：千円)

区域名 (工区名)	ブロック 名	全 体 計 画						〇〇まで 施行済		当該年度 実施計画		次年度 以降残		適 用
		費 目	工 種	名称・形状・寸法	単位	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	
		本 工 事 費 測量及び試験 費 船 舶 及 び 機 械 器 具 費 ... 工 事 諸 費 計												

(備考) 変更実施計画については、当初計画を上段に () とする。

注：海岸災はブロック名欄を空欄にする

(別記様式第4号)(第8関係)

年	月	日	発生
(災害名)			
			地区
災害復旧工事緊急応急費概算調書			
農政局長			
〔北海道開発局〇〇開発建設部〕			
〔沖縄総合事務局〕			

1. 事業名

国営〇〇〇〇事業〇〇地区〇〇災害復旧事業

2. 地区名

区域名 (工区名)	ブロック名	当該施設の受益面積	所在地

注：海岸災はブロック名欄を空欄にする

3. 災害の原因及び被災状況

4. 緊急応急費を要する理由

5. 復旧計画の概要

復旧事業計画概要（数量、延長、単価、金額の概数を記載）を示し、
そのうち緊急応急費として必要なものの数量金額を算出すること。

6. 添付図書

(1) 被害状況の写真

(2) 一般平面図

(3) 箇所別平面図、縦横断平面図及び主要工作物の構造図

(4) その他

(別記様式第5号)(第9関係)

年発生 直轄 地区 再度災害復旧事業総括表
平成 年度 実施設計書

基本事業種別	被災年月日		所在地
	当初	再度	

農政局名
〔北海道開発局〇〇開発建設部〕
沖縄総合事務局

(単位：千円)

被害区域名(工区名)	被害ブロック名	当初決定額 (年 月) ＜〇〇災害＞ (A)						年度別施行済額 (B)						前災の残額 (C=A-B)		今回の被害額 ＜△△災害＞						適用
		費目	工種	名称 形状 寸法	単位	数量	金額	年度		年度		計		数量	金額	増 破		その他		計		
								数量	金額	数量	金額	数量	金額			数量	金額	数量	金額			

注：海岸災はブロック名欄を空欄にする

(別記様式第6号)(第10関係)

年発生 直轄 地区 災害復旧事業完了調書

基本事業 種 別	被災年月日	所 在 地	予 算 額		
			年度	年度	計

農政局名
〔北海道開発局〇〇開発建設部〕
〔沖縄総合事務局〕

(単位：千円)

(工 区 名)	ブ ロ ッ ク 名	決 定 額						完了額		年度別完了額				残額	適 用
										年度		年度			
		費 目	工 種	名称・形状・寸法	単位	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額		
		本 工 事 費													
		測 量 及 び 試 験 費													
		船 舶 及 び													
		機 械 器 具 費													
		...													
		工 事 諸 費													
		計													

(備考) 当初決定額の変更がされた場合には、当初決定額を上段に () 書とする。

注：海岸災はブロック名欄を空欄にする

§ 6 農地保全に係る直轄海岸保全施設及び直轄地すべり防止施設災害復旧事業事務取扱要綱の運用について

平成元年 4 月 1 日 元構改 D 第149号
平成13年 1 月 5 日 12構改 A 第961号
最終改正 令和 2 年 4 月 1 日 元農振 第3617号
(構造改善局長から各地方農政局長、北海道開発局長、
沖縄総合事務局長、北海道知事あて)

農地保全に係る直轄海岸保全施設及び直轄地すべり防止施設災害復旧事業事務取扱要綱（平成元年 4 月 1 日付け元構改 D 第148号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）第 2、第12及び第13の規定に基づき、下記のとおり定めたので、御了知の上、事業の実施に当たって特段の御配慮をお願いする。

なお、貴管下各都府県知事に対しては貴職から通知願いたい。

記

1 採択下限について

要綱第 2 でいう「農村振興局長が別に定める要件」は、1 地区の復旧事業費（当該地区内における 1 箇所の復旧事業費75万円以上のものの合計額をいう。）が500万円以上であり、かつ当該事業に係る地区における直轄事業の当該年度残事業費の100分の 1 を超えるものであることとする。

2 軽微な変更について

- (1) 要綱第 4、第 7 及び第12でいう「軽微なもの」とは、主要な工事の形状寸法、材質等、位置又は工種の変更以外のもので、既定事業費の 10パーセント以内の変更をいうものとする。
- (2) 地方農政局長は、(1) に規定する軽微な変更を行ったときは速やかにその変更概要を農村振興局長に報告しなければならない。

3 災害関連事業の申請について

- (1) 要綱第12でいう「農村振興局長が別途定める図書」とは、別紙様式第 1 及び別紙様式第 2) のとおりとする。
- (2) 災害関連事業費の積算基準については、要綱第 5 を準用するものとし、原則として、農地保全に係る直轄海岸保全施設災害復旧事業費を超えないものであり、かつ、当該事業に係る地区における一箇所の災害関連事業費が5,000万円を超えるものであって、当該年度の実施計画に計上されている施工箇所以外のものとする。

(別紙様式第1)

年発生直轄

地区災害関連事業費総括表

農政局名

北海道開発局〇〇開発建設部
沖縄総合事務局

基本事業種別	被災年月日	所在地

(単位：千円)

発生災害別	海岸名	申請事業費				備考
		箇所	工事費	工事諸費	計	

(別紙様式第2)

年発生直轄

地区災害関連事業計画概要

1. 災害関連事業計画概要

区域名	工区名	工種	関連事業の概要

2. 年度区分計画

区域名	工区名	工種	総事業費		年度		年度	
			数量	金額	数量	金額	数量	
				千円		千円		

3. 災害関連事業設計書

(1) 事業費内訳表

金 〇〇地区 災害関連事業費内訳表					
名 称	摘 要	数 量	単 位	金 額	備 考
本 工 事 費					(A)
{					
測 量 設 計 費					$(A) \times \frac{1.6}{100}$
船 舶 及 び 機 械 器 具 費					$(A) \times \frac{1.2}{100}$
用地費及び補償費、営繕費					
工 事 費					(B)
工 事 諸 費					$(C) = (B) \times \alpha$
(緊 急 応 急 費)					(D)
事 業 費					$(B) + (C) + (D)$

(2) 工事内訳書

(3) 単 価 表

(4) 各種計算書

(5) 各種図面

ア 地区一般平面図

イ 平面図

ウ 縦横断面図

エ 主要構造図

復旧事業と同一扱いとする。
(土地改良事業等請負工事の原価積算)

被災前、被災後の状況、復旧計画、関連事業計画を区分して表示すること。

4. 負担金の比率

地区名	事業費	国庫負担率	地方負担率			備 考
			都道府県			
		%	%	%	%	
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	

§ 7 関係通知集

1 土地改良財産の管理及び処分に関する基本通知について (抜粋)

昭和60年4月1日 60構改B第499号
最終改正 令和3年1月7日 2農振第2497号
(構造改善局長から各地方農政局長、北海道開発局長、
各開発建設部長、沖縄総合事務局長、各都道府県知事あて)

(管理委託の時期)

3—土5—3 部局長は、国営土地改良事業の工事が完了し、又は施設完了したときにおいて、次の取扱いにより速やかに管理委託を行うものとする。

(1) 国営土地改良事業の工事の完了

国営土地改良事業の工事が完了したときとは、当該事業に係る土地改良事業計画に定められたすべての施設が竣功したときとする。(施設機能監視制度実施要綱(平成5年10月20日付け5構改D第720号農林水産事務次官依命通達)に基づく施設機能監視制度を適用する地区にあつては、同要綱第3の1に定める指定工程以外のすべての工事が完了したものとして地方農政局長(北海道にあつては国土交通省北海道開発局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長とする。以下同じ。)の認定があつたときとする。以下同じ。))。

(2) 施設完了

施設完了したときとは、国営土地改良事業により造成される施設群の一が竣功し、その効用の全部又は一部を発揮しているものとして地方農政局長の認定があつたときをいうものとする。

2 国営土地改良事業の工事の完了等に伴う土地改良施設の 移管等に関する事務について（抜粋）

平成8年3月28日 8—14

（構造改善局総務課施設管理室長、建設部設計課長、水利課長、
開発課長、防災課長から各地方農政局農政部長、建設部長、北海道開発局
農業水産部長、沖縄総合事務局農林水産部長あて）

第2 施設完了の認定

建設関係部課は、土地改良施設がその効用の全部又は一部を発揮することにより関係農家が利用しうる状態であり、かつ、当該土地改良施設の管理予定者である都道府県、土地改良区等において、当該土地改良施設に係る維持管理事業を開始できる場合には、その旨及び次に掲げる書類を添付して管理委託に伴う事項等について管理関係部課と調整の上、地方農政局長（北海道にあつては北海道開発局長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長）の決裁を経て、基本通達3—土5—3に規定する施設完了に関する認定を得ることができるものとする。

- （1）土地改良施設整理台帳の記載事項及び関係図面
- （2）管理受託予定者の当該土地改良施設を管理受託する旨の内諾書
- （3）その他必要な事項（当該施設完了後から国営土地改良事業のすべての工事の完了時まで建設関係部課が処理すべき事項等がある場合には、その事項の内容等）

3 補助災害復旧事業扱いとなったものの処置について

昭和31年2月14日 農林省農地局長通達 31地局第778号（災）

直轄並びに代行事業で造成された施設の全部又は一部が被災し、補助事業として採択した場合の当該施設の所属は国営災害復旧事業で行う場合と同様に国の施設とし、工事終了後は土地改良財産の管理及び処分に関する政令第1条の規定に準じ関係団体に管理委託の手続を採ることにするから、事業割当以前にあらかじめ関係事業主体から承諾書を徴しておくようされたい。

4 直轄施行に係る海岸工事の完了に伴う事務処理について

(昭和42年5月9日42農地D第519号農林事務次官から九州農政局長あて)
直轄施行に係る海岸保全施設工事（以下「直轄工事」という。）の全部もしくは一部を完了し、または廃止した場合は主務大臣はその旨を公示し、また当該海岸保全施設は関係海岸管理者に引渡すこととなるが、その事務処理については、下記によることとされたので遺憾のないように願いたい。

以上、命により通達する。

記

- 一 直轄工事の全部もしくは一部を完了した場合は、地方農政局長はすみやかに農林大臣あて工事完了届に事業成績書の写しを添えて提出するとともに、現地において係官を立合いさせ、関係海岸管理者に対し、事業成績書を交付して当該海岸保全施設の引渡しを行ない、同時に海岸管理者から受領書を徴収するものとする。
- 二 地方農政局長は、海岸保全施設の引渡しを完了したときは、受領書の写しを添えてすみやかにその旨を農林大臣あて報告するものとする。
- 三 直轄工事の廃止をした場合は、地方農政局長はすみやかに大臣あて工事廃止届を提出するものとする。